

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 22 年 12 月 14 日（火）	開 議	午後 1 時 00 分
		散 会	午後 5 時 16 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、斉藤（陽）副委員長、菊地・山田・佐々木・ 横田・久末各委員		
説 明 員	教育長、総務・財政・教育各部長、会計管理者、消防長、 監査委員事務局長、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、山田委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「石狩湾新港管理組合の協議案件等について」

○（総務）企画政策室林主幹

石狩湾新港管理組合から、協議などについて 3 件を報告いたします。

まず、平成23年度石狩湾新港港湾関係事業予算要求案について、石狩湾新港管理組合より、10月14日付けで事前協議がありましたので、説明いたします。

資料は、資料 1 と 2 になりますが、資料 1 は、平成22年度の国からの当初内示と平成23年度要求を事業別に示した比較表で、資料 2 は位置図となっており、番号が符合しておりますので、あわせてごらんください。

初めに、国直轄事業です。

位置図の右上の①（直）北防波堤であります。港内の静穏度を確保するため、既設防波堤を延長するものであり、23年度はケーソン据えつけのための基礎工を予定しております。

次に、位置図中央下の花畔地区の②（直）岸壁マイナス10メートル（耐震）であります。大規模地震災害に対応するため、既設の花畔埠頭を改良整備するものであり、23年度は本体工等を行うものであります。この工事は、当初10年間の工期で平成27年度完成を目指しておりましたが、防災上の観点と国における公共事業の選択と集中の中、3年短縮し、平成24年度完成を目指し要求を行うものであります。

以上、直轄事業は、2 件とも継続事業で、事業費18億9,000万円、管理者負担分 4 億6,500万円となっております。

次に、補助事業ですが、位置図の中央右側の③（補）物揚場マイナス 2 メートル改良は、昭和56年完成の鋼矢板岸壁の老朽化対策を実施するものです。

次に、同じく位置図の中央右側の④（補）舶地マイナス10メートルは、所定の水深を確保するためのしゅんせつを行うものです。

次に、同じく位置図の中央右側の⑤（補）維持管理計画は、港湾施設を適切に維持するため、法令に基づき維持管理計画を策定するもので、補助事業で整備した施設について行うものです。

次に、位置図の中央左側の⑥花畔・樽川埠頭連絡道路は、走行車両の安全性等を確保するため、オーバーレイ舗装を行うものです。

最後に、位置図の中央左側の⑦廃棄物埋立護岸は、暫定断面で整備しておりました護岸をかさ上げし、完成断面に整備するものです。

なお、⑤、⑥の事業につきましては新規事業で単年度施工、ほかはすべて継続事業となっております。

以上、補助事業につきましては、事業費 4 億120万円、管理者負担分 2 億6,940万円となっており、直轄事業及び補助事業を合わせた事業費合計は22億9,120万円、管理者負担分は 7 億3,440万円となっております。本件につきましては、小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会をしまいましたが、それぞれ意見がない旨の回答がありました。市としましては、これらも踏まえて検討した結果、本件につきましては同意したいと考えております。

次に、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案について、平成22年11月29日付けで管理組合から本市に協議がありました。

これは、北海道の給与条例改正にかんがみ、職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の減額などについて改正を行ったものです。

施行日は、平成22年12月 1 日とするものであります。

なお、本件につきましては、11月19日付けで同意回答をし、管理組合では11月30日に専決処分をしております。

次に、平成22年第 3 回石狩湾新港管理組合議会定例会が去る11月22日から26日まで開催されましたので、その概要について報告いたします。

議案はなく、報告第 1 号平成21年度管理組合各会計歳入歳出決算に関する件について報告があり、認定されました。

○委員長

「北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて」

○（総務）企画政策室上石主幹

北しりべし定住自立圏共生ビジョンの内容につきまして説明させていただきます。

本年 4 月 1 日に、北後志 5 町村との間で定住自立圏形成に関する協定を締結し、その後、小樽市を含む 6 市町村で取り組む具体的な事項を盛り込んだ共生ビジョンの策定に向けて作業を進めてまいりました。ビジョンの策定に当たっては、広く意見をいただくことを目的に共生ビジョン懇談会を 7 月に設置するとともに、懇談会に三つのワーキンググループを設置し、その中で連携や協力のあり方、圏域の活性化に向けた取組について多くの意見が出され、これらの意見は提言書としてまとめられ、10月29日のビジョン懇談会に提出されたところであります。その後、11月28日の市町村長会議で了承を得て、翌29日に策定し、30日に総務省へ提出いたしました。

それでは、共生ビジョンの内容につきまして説明させていただきます。

目次をごらんいただきたいと思います。

全体的に四つの章と実施事業一覧から構成されており、附属資料として懇談会設置要綱と提言を添付しております。

1 ページをごらんください。

まず、第 1 章としまして、圏域の名称、圏域を形成する市町村、そしてビジョンの目的、計画期間といった基本的な事項を記載しております。

なお、計画期間は、平成22年度から26年度までの 5 年間としております。

2 ページから13ページまでは第 2 章で、圏域の概況と課題になっております。

まず、2 ページから 4 ページには、圏域の概況を記載し、6 市町村の特色などを整理しています。

5 ページと 6 ページには、病院の利用状況などにより当圏域の結びつきの様子を示して、7 ページから15ページにかけましては、人口、産業、地域医療の現況について記載しております。

16ページと17ページには、圏域の課題として、地域医療体制の確保など六つの課題に触れております。

18ページから21ページまでは第 3 章で、圏域の将来像を記載し、今後、魅力あふれる自然環境と歴史・文化が調和し、人、もの、情報が交流する圏域を目指すこととし、圏域の課題を踏まえ、将来像実現に向けた目標として、圏域の住民が安心して暮らせる地域づくりなど六つを掲げております。

22ページから、第 4 章で、協定に基づき推進する具体的取組になりますが、まず、ここではどういう分野でどういう事業を実施するかを示しており、三つの分野で行う20の事業を体系的に示しております。

詳細な事業内容につきましては、26ページから44ページで記載していますが、22ページから25ページまでの体系により事業の概要を説明させていただきます。

初めに、生活機能の強化に係る政策分野は、医療、産業振興、広域観光、教育、その他で構成され、番号を付しているもので、医療では、初期救急医療体制の維持・確保、小児救急及び周産期医療体制支援、地域医療連携推進を、産業振興では、安全で安心な農水産物生産支援及び活用促進、地域ブランド販路拡大推進を、広域観光では、広域観光推進、観光客誘致対策を、教育では、文化・スポーツ交流促進、文化財、史跡等保全・活用を、その他と

しまして、小樽・北しりべし成年後見センター支援、消費生活相談体制連携についてなど、各事業を実施することとしております。

次に、結びつきやネットワークの強化に係る政策分野では、地域公共交通、ＩＣＴ（情報通信技術）インフラの整備、道路等の交通インフラの整備、生産者と消費者との連携による地産地消、地域内外の住民との交流及び移住で構成され、地域公共交通では、生活路線バス運行、多様な交通手段の維持及び検討、ＩＣＴインフラの整備では、地域医療連携システム推進、道路等の交通インフラの整備では、地域交通基盤整備推進、生産者と消費者との連携による地産地消では、地元農水産物魅力度アップ、地域内外の住民との交流及び移住では、移住・交流促進に関する事業を実施することとしております。

三つ目の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野では、人材育成と圏域内市町村の職員の能力向上で構成され、人材育成では、地域人材育成、魅力ある圏域づくり推進事業を、圏域内市町村の職員の能力向上では、圏域職員合同研修に関する事業を実施することとしております。

45ページ以降には、協定に基づく役割分担の下、実施する事業の一覧を掲載しております。

終わりになりますが、今後、このビジョンに基づき、本市に集積している都市機能の活用によって、圏域全体の利便性の向上や安心した暮らしの確保を図るとともに、本市が有する販路を活用した特産品の販路開拓や周辺町村の地域資源を活用した商品開発、広域観光ルートの開拓など、連携と協力の視点により圏域全体の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

「新地方公会計制度に基づく平成21年度小樽市の財務４表について」

○（財政）財政課長

このたび、平成21年度決算などに基づき、いわゆる財務４表を作成いたしましたので、報告いたします。

まず、資料１の新地方公会計制度に基づく平成21年度小樽市の財務４表から説明します。

21年度の財務４表の概要についてであります。本市におきましては、20年度決算から国が示した作成方式の総務省方式改定モデルを参考にしまして、普通会計を対象とした財務書類と市の全会計を合わせた財務書類をそれぞれ作成し、公表いたしました。今回は、21年度決算に基づきまして、市の会計のみを合わせたものに市が負担金や出資金を支出している一部事務組合などの関係団体も含めた連結ベースでの財務４表を作成いたしました。これによりまして、本市を中心とする行政サービス提供主体の財務状況について一体的に把握することが可能になったところでございます。

なお、今回から連結する対象に増えた関係団体などにつきましては、この表の下段の表に示してありますので、御参照ください。

次に、資料２の財務４表概略版をごらんください。

１枚目には、今回初めて作成しました関係団体を含む連結ベースの表を掲載しております。

まず、（１）貸借対照表についてであります。この表は、平成22年３月31日現在におきまして、これまでに形成された建物や土地などの資産と、その資産形成に当たり将来支払が必要な負債などを示したものでございます。左側の資産は、市が保有している財産であります。

時間の関係上、細かな説明は省略させていただきますが、国が示した作成基準による特徴的な部分を申し上げますと、１の公共資産のうち、有形固定資産は、これまでの建設事業費の累計値を取得原価として、施設の耐用年数に基づき減価償却を行って算出しております。また、売却可能資産は、普通財産のうち売却可能なものについて現在の財産内訳書の登載価格を基に算出しております。右側の負債は、資産の財源として見た場合、翌年度以降に現金支出等の負担が生じますことから、将来の世代に負担してもらう部分であると言えます。また、純試算は、資産と負債の差額で正味の資産を示しております。同じく資産の財源として見た場合には、過去及び現役

の世代が負担した部分であると言えます。

次に、下段左側の（２）行政コスト計算書についてであります。この表は、１年間の市の経常的な行政活動のうち、資産形成に結びつかない行政サービスに係るコストと、その対価として得られた使用料・手数料などの収入を示したものでございます。

一番下段の右側の（３）純資産変動計算書は、（１）の貸借対照表にある純資産が１年間にどのように増減したかを表したものであります。純経常行政コストは、行政コスト計算書でお示した経常費用を受益者負担である経常収益で賄い切れなかった部分ということになりまして、純資産の減少要因ということになります。

最後に、（４）資金収支計算書についてであります。この表は、１年間の現金の収入と支出がどのような理由で増減しているかを性質別に区分して整理したものでございます。

また、２枚目のＡ３判のペーパーの右側には昨年度作成いたしました20年度決算に基づく市の会計分の連結ベースの表を、左側には比較対象として同じベースで作成した21年度決算に基づく表を参考のためにそれぞれ概略版として掲載いたしました。

次に、資料３をごらんください。

各表の概要、経年比較についてであります。ただいま説明いたしました財務４表の概略版から読み取れる情報について、関係団体を含む連結ベースと市の会計のみの連結ベースでの昨年度との比較で記載しておりますが、以下、主なものについてすべて市の会計のみの連結ベースの欄で説明いたします。

まず、（１）貸借対照表についてであります。三つ目の市民１人当たりの額の表をごらんください。

平成20年度は、市民１人当たり201万円の資産を持ち、一方で抱える負債は100万2,000円であり、純資産は100万8,000円でありました。21年度は、市民１人当たりの資産が201万8,000円であるのに対し、負債は96万6,000円で、純資産は105万2,000円となっており、この純資産は１年間で4万4,000円増加いたしました。

２ページに移りまして、（２）行政コスト計算書についてであります。この表からは行政サービスの自立性や効率性などの情報が読み取れます。

二つ目の市民１人当たりの額で見ますと、20年度の市民１人当たりの純経常行政コストは39万3,000円でありましたが、21年度は41万2,000円となっており、１年間で1万9,000円増加しました。

次に、（３）純資産変動計算書についてであります。一番右下になりますが、国、道補助金の受入れなどにより財源調達した結果、21年度末の純資産残高は1,405億5,000万円となり、38億8,000万円増加いたしました。

３ページに移りまして、最後に、（４）資金収支計算書でございますが、当期収支の状況をトータルで見ますと、市税や地方交付税などを主な収入とする経常的収支で生じる現金の余剰分は、市債の元金償還などを主な支出とする投資財務的収支で生じる現金の不足分に充てられていることをこの表から読み取ることができます。

以上で資料３の説明を終わります。

資料４につきましては、総務省から示された統一様式に当てはめた細かな財務書類でありまして、ただいまこの概略を説明させていただきましたので、省略させていただきたいと思います。

以上のとおり、初めて財務４表を作成した昨年度に続きまして、今回、21年度決算に基づく財務４表を作成いたしました。今回は、昨年度示すことができなかった関係団体も含めた財務書類についても作成できましたことから、このことによりまして本市を中心とする行政サービスの提供主体全体の財務状況の公表が可能となりました。また、財務書類の分析につきましては、とりあえずということになりますけれども、市の会計のみを合わせたものについて前年度との比較で経年比較を示すことができました。来年度以降は、関係団体も含めた財務書類の経年比較を示していきたいと考えております。

しかしながら、分析を深めていくためには、単に前年度と比較するだけではなく、経年による数値の推移からさまざまな傾向を読み取り、分析する必要があります。今後、それぞれのデータを蓄積していきますとともに、より

詳細な分析内容を示すことができるよう努めてまいりたいと考えております。

さらに、今後は、本市の財務状況について、人口や財政規模が類似する団体との比較についても行っていきたいと考えております。現時点におきましては、21年度決算に基づく財務書類を公表している市がまだ少ないこと、また、それぞれの市によって連結対象となる会計や関係団体の公表が異なるため、どのような比較が可能なのか、今後研究していく必要があると考えております。そのため、今回はまだ示すことができませんでしたが、このようなことも含めまして、財務書類の分析などに関する研究を進め、今後ともわかりやすい財務状況の公表に努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、本日説明した資料などは、市のホームページに掲載するほか、市の広報にも掲載してまいりたいと考えております。

○委員長

次に、今定例会において付託された案件について、順次、説明願います。

「議案第 8 号及び第 9 号について」

○（総務）職員課長

議案第 8 号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、国家公務員が、若年層を除き、俸給を平均0.1パーセント引き下げたことに準じ、行政職給料表の引下げを行うとともに、現行4.7パーセントの独自削減を行っている独自削減後の行政職給料表を国家公務員の公給の引下げ率が最大0.2パーセントであることを勘案し、4.5パーセントの削減に改定するものです。また、国家公務員が平成21年12月から自宅に係る住居手当を廃止したことに準じ、平成23年度から同手当を廃止いたしますが、激変緩和措置として平成23年度は月額7,000円の、平成24年度は月額5,000円の手当を支給する経過措置を設けるものです。

関連して、議案第 9 号小樽市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、議案第 8 号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案と同様に、国家公務員に準じ、平成23年度から自宅に係る住居手当を廃止するとともに、市に準じた経過措置を設けることとしたものです。

○委員長

「議案第10号について」

○（財政）財政課長

議案第10号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

この条例案は、小樽市が設置する特別会計のうち、老人保健事業特別会計及び物品調達特別会計を廃止しようとするものであります。

まず、老人保健事業特別会計についてであります。この会計は、老人保健法による医療事業を運営するため、昭和58年2月に設置された会計であります。その後、老人保健法の一部改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が創設され、従来の老人保健制度が廃止されましたが、医療機関における診療報酬の請求期間などを考慮いたしまして、市町村は、平成22年度末、来年3月31日までは老人保健制度に係る特別会計を設けることとされたため、本市においても同会計を継続して設置してきたところであります。

来年4月以降も特別会計を設置していくかどうかは、それぞれの会計規模に応じて各市町村が判断することとなっておりますが、本市といたしましては、特別会計の設置義務期間が終了すること、また、今後は診療報酬の請求に係る消滅時効の中断が生じている場合など特別なケースしか残らないと考えられ、会計規模の大幅な縮小が見込まれますことなどから、特別会計を設置して経理する必要は少ないものと判断し、同特別会計については今年度末をもって廃止することとしたものであります。

次に、物品調達特別会計についてであります。この会計は、消耗品の購入や印刷物の製作など物品調達の効率化を図るため、昭和49年4月に設置された会計であります。この会計の設置以前は、物品調達に係る請求書の処理や業者への支払について、それぞれ課ごとに手作業で処理していたため、その作業が膨大でありましたが、作業の効率化に向け特別会計を設置して当該業務をまとめて処理することにより、請求や支払件数を大幅に減少させるなど事務の改善につながったところであります。

しかしながら、近年は、全庁的な財務会計システムの導入により多様な支払方法が機械的に可能になるなど事務処理の軽減化が図られており、特別会計設置当初の課題が解消されていることや、事務用品などの購入額が年々減少し、会計規模も縮小しておりますことから、一般会計と区分して経理する必要がなくなったものと判断し、同特別会計については廃止することとしたものであります。

○委員長

「議案第12号について」

○（教育）美術館副館長

議案第12号市立小樽美術館条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

同条例第5条及び第7条第3項において、一原有徳展示室とあるを一原有徳記念ホールと改正するものであります。

理由といたしましては、平成22年第3回定例会で、同条例第5条の展示室、一原有徳展示室と改正後、一原有徳氏が10月1日に御逝去されたことによります。一原氏のメモリアル的な展示室とし、また、中村善策記念ホールとの関連を含め、一原有徳記念ホールと改正するものであります。

○委員長

「議案第25号について」

○菊地委員

議案第25号小樽市非核港湾条例案について、本会議初日に我が党の古沢議員が詳しく提案説明し、御賛同をいただくよう情熱的に各委員の皆さんに呼びかけましたので、繰り返しになりますが、簡単に趣旨説明を行いたいと思います。

原水爆禁止日本協議会の発表によりますと、ことし8月に開催された原水爆禁止世界大会で採択した核兵器廃絶条約の速やかな交渉開始を求める長崎からすべての国の政府への手紙に、スイス、クロアチア、モンテネグロの大統領を初めとして、12か国から返事が届いているとのこと。どの手紙でも、核兵器禁止条約の交渉開始を求める流れを支持するものになっています。

新聞紙上の記事からですが、一部を紹介したいと思います。スイス大統領ドリス・ロイトハルト氏は、市民社会による忍耐強い活動が核軍縮の最も重要な推進力の一つであると信じています、このように前文で述べ、この地上の安全保障は核兵器が存在し続ける限り達成することができないというのが私の信念ですと結んでいます。オーストリア共和国総務審議官ハラルド・ドッシ氏は、核兵器条約が完全軍縮を効率的に実現するための主要な手段であるとの意見に同意します、このように述べています。

ほんの一例の紹介ですが、核兵器禁止が世界の流れを確かなものになっている、このように確信できる書簡です。小樽市非核港湾条例の制定がこうした流れに寄与するものであることを訴え、御賛同いただきますよう訴えて提案とします。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

○菊地委員

◎財務 4 表について

ただいま報告を聞いた中から、順次、お伺いしたいと思います。

今、御説明いただいた財務 4 表なのですけれども、読み込むのがなかなか難しいところも多いのですけれども、この表を作成して何が見えてくるのか、また、今後の行財政計画を進めていく上で、どのように活用されていこうとしているのか、再度、御説明いただけますでしょうか。

○（財政）財政課長

まず、この財務諸表から何が明らかになったのかということでございますけれども、先ほども言いましたように、今回は、市の会計のみではなくて、ほかの一部事務組合や第三セクターなども含めた財務諸表を作成したということです。本市の行政サービスというのは、本市だけではなくて、一部事務組合や広域連合、第三セクターなど、そういった多様な関係団体によりサービスが提供されているということでもあります。そこで、そういった団体も含めた財務書類を作成することによりまして、市とその関係団体を一つの行政サービス主体というふうにとらえまして、公的資金等によって形成された資産の状況ですとか、さらには、行政サービスの提供に要したコスト、それから資金収支の状況などを総合的に明らかにすることができるものと考えております。

あとは、今後の活用ということでございますけれども、そもそもこの財務書類を整備する目的ということでございますと、まず一つには説明責任の履行ということがありまして、現時点においてはこれが最も重要な目的であるというふうに考えております。といいますのは、本市も含めまして、地方公共団体は住民の皆さんから徴収した税財源をもとに行政活動を行っておりますことから、そういったことから負託された行政資源についてその状況を住民の皆さんや議会に対して説明する責任を持っていると思っております。ですから、こういった財務書類を作成、公表することによりまして、財政の透明性を高めて、その責任をより適切に果たすことができるのではないかと思います。

もう一方、財政の効率化、適正化ということも、この財務 4 表を作成する目的に上げられているところでありますけれども、現時点ではなかなかその部分で活用するということまでには至っていないところでありますけれども、今後はそういった財政の効率化、適正化に生かすということについても研究してまいりたいというふうに思っております。

○菊地委員

これまでも会計処理上、財政上におけるさまざまな説明責任を果たすための表というものはつくってこられたと思うのですが、こういうふうに全体の行政上の資産をすべて評価しながらつくっていくという上で御苦労があったのではないかと思いますので、その辺についてはいかがでしょうか。

○（財政）財政課長

確かに、去年は関連団体を含めたものまでは示すことができませんでした。これはなぜかということ、それぞれの団体で会計基準が若干違っていたり、あとは、普通会計は現金主義でやっておりますから、複式簿記になっておりませんので、それを複式簿記に置きかえて財務 4 表をつくっていくという作業が大変でありまして、さらに会計基準の違う団体も加えていく、そして連結して全体のものをつくることになると作業的にはかなり難しい部分があります。

○菊地委員

例えば、一部事務組合、石狩湾新港管理組合とか石狩西部広域水道企業団、そして北しりべし廃棄物処理広域連合といったものも含めて行政コストがどうなのかとか、あるいは、市有財産としてどうなのかというものを出すときの計算の仕方というのはいろいろあると思うのですけれども、市民の立場からしてみたら、それぞれそこに投入

された税金の下で、具体的にどんな事業がされて、それが市民にどのように役に立っているのかということは大きな関心、問題でありまして、もちろん、それは、こういう評価だけを見るものではないと思うのですが、そういう総体も含めた事業が、市民にとってどういう役割を果たしていくのかということはこの表からはなかなか見えないと思われませんが、それはそういうふう理解していいのでしょうか。

○（財政）財政課長

まず、今示したものは、完全に連結し終わったものとして示しておりますので、個々のものについてはなかなかこの表から読み取ることはできないかと思いますが、これのもとになった詳細な各団体の財務書類といったものも基礎資料としてありますので、そういったものを工夫して、この団体についての財務状況はどうかということなどは、場合によっては提示することもできるということはあると思います。

○菊地委員

私は効率性だけがいいとは思わないのですが、先ほど、お話しされたように経年化することによって、あるいは類似都市と比較しながら、やはり、税金が市民の生活向上のためにどう使われていくのかということにしっかり寄与できるような、そういう指標になっていけばいいというふうに思いますので、そうした資料として活用されることを望みます。

◎北しりべし定住自立圏共生ビジョンについて

次に、定住自立圏のことについて簡単に何点かお尋ねしたいと思います。

既に共生ビジョンの中に組み込まれた構想といいますか、考え方で、それぞれの地域と新たに事業をしていくということよりも、既に今までやられたことがこの中に盛り込まれているのかなというふうに思うのですが、そういうことが何点かありましたらちょっと御紹介いただけませんか。

○（総務）企画政策室上石主幹

共生ビジョン自体は、先ほど説明しましたが、11月29日に作成いたしました。例えば、生活機能の強化におきまして、その他の分類の中で小樽・北しりべし成年後見センターの支援というものは本年4月1日から行っております。また、そもそもこの取組におきましては、小樽の都市機能を使っていただきましょう、共同で使おうという趣旨もありますので、そういった意味では、これまでも、例えば医療、病院等におきましては、周辺町村においても小樽の都市機能の活用をいただいています。また、例えば、産業振興におきましても、民間レベルの中ではいわゆる協働の連携した取組なども行っている状況であります。

○菊地委員

これを読んでいて思ったことなのですが、例えば、新規の農産物を活用した取組などのときに、安全・安心な食の提供なども含めると、学校給食の中で地場産のものを活用しながら、定住自立圏で構成されたところの学校給食にどう提供していくのか、そういうことについても今後の検討課題に上がってきてもいいのではないかと、いうふうに私は思ったのですが、そういうことについては、今後、課題として上がっていく要素がないのか、あるのかについてはどのようにお考えか、お尋ねしておきたいのです。

○（総務）企画政策室上石主幹

今回の共生ビジョンの結びつきやネットワーク強化の中で、地産地消の中で食育の推進というものも上げております。食育の推進におきましては、ビジョン懇談会の中でも、委員の皆さんから、地域の食につきましてそういう食育を推進してほしいという意見はいただいております。その中では、もちろん今、委員がおっしゃいました学校給食の活用というものはその中の一つに入ってくるのだと思っております。ただ、実際の活用に当たりましては、流通とかいろいろな課題がこれからたくさんあると思いますので、そういったものは今後整理しながら、どういった形で進めていけるのかは議論をしていただかなければいけないと思います。

○菊地委員

もう一点なのですが、44ページに、圏域内市町村の職員の能力向上ということで、資質及び政策課題への対応能力を高めるということで研修事業があります。事業主体が小樽市というふうになっていますけれども、町村の研修会に小樽市の職員が参加していくという逆も考えられるのでしょうか。そのことだけお尋ねしておきたいと思います。

○（総務）企画政策室上石主幹

今回は、共生ビジョンの中で実施主体は小樽市という形で事業計画にのせておりますけれども、これは、先ほど説明はなかったのですが、実は、この合同研修におきましても本年度から実際に小樽市の研修に周辺町村の職員が参加をさせていただいております。そういった取組を、まず小樽市の職員研修に参加していただく取組から始めましょうということもありましたので、今回の共生ビジョンの事業計画の中では実施主体は小樽市という形で予定しております。ただ、今後、確かに、今、委員がおっしゃったとおりその逆パターンということも想定されると思いますので、そういったものがこれから出てくるのであれば、実施主体につきましては、小樽市だけでなく、各町村が実施主体になるのではないかと考えております。

○菊地委員

◎石狩湾新港について

次の質問に移りたいと思います。

石狩湾新港の関係で先ほど御説明をいただきました。昨日、予算特別委員会で北野議員が北防波堤の整備にかかわっていろいろと質問されていました。当然、小樽市の皆さんも、北野議員が質問されて問題意識を持たれていらっしゃると思うのですが、昨日指摘されたような問題についてはどのように整理されたのか、お尋ねしておきたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

昨日の予算特別委員会で、北野議員から北防波堤の延伸について過去の災害状況の結果を受けていろいろ御質問がございましたけれども、その件の対策自体は、昨日も答弁しましたとおり、被災した当時になかった検討委員会で議論されて基準に合う防波堤をつくっていかうということで管理組合と話をしております。

また、昨日の御指摘を受けてどうかという御質問ですが、管理組合自体からは、当時、もう10年くらいたっていますけれども、わかる範囲で話は伺っていて、昨日答弁させていただいたわけですが、副市長から昨日申し上げたとおり、説明を受けた範囲以外で確認するようなことがあれば、また再度確認はしていきたいというふうに考えております。

○菊地委員

先ほど平成23年度の予算要求については商工会議所なり関係する団体に意見をお尋ねしたというふうに伺いましたが、例えば、北野議員が質問したような中身といったことも、小樽市議会や石狩湾新港議会の中で問題として出ているというようなことも含めて御説明されるものなのかどうか、どうでしょうか。

○総務部副参事

今の御質問でございますが、私どもは、商工会議所なり小樽港湾振興会のほうに説明する部分につきましては、あくまでも単年度の、今ですと平成23年度の管理組合として要求している事業内容の部分でございますので、一応、その事業内容、例えば、どこを整備して、どれだけ経費がかかって母体負担がどれだけ増えるとか、そういう部分の説明だけで終わっております。ただ、そちらのほうの会議の中では、例えば全体事業が幾らだとか、過去どういふふうな事業を行ったのかとか、そういうような質問がございますけれども、今、委員が御質問になったようなことはその場では説明しておりません。

○総務部長

基本的なルールというのは、管理組合からの協議もある一母体として、議会で御議論をいただいて、それぞれの御意見を私どもが受けとめる、それが一つです。

それともう一つは、港湾業界、今言いましたとおり小樽商工会議所、小樽港湾振興会、そちらに御意見を聞く。ですから、御意見を聞くときに、いや、この人はこう言っています、この人はこういう意見ですというふうには言いません。あくまでも、示された御意見について一つの考え方を示して御意見を伺うということですから、これに対して意見があると言う立場でもありませんし、そういうことはしておりません。

○菊地委員

事業について、港湾関係、商工会議所、それから港湾振興会の方々が、その事業に対してどういう意見を持っていらっしゃるかということを知り、そういう意見を基に予算要求に対して小樽市は当事者としての立場でオーケーを出していったり、もう少しここをこうしてほしいという意見を言ったことがあるのかどうかはわからないのですが、そういう検討をしていくということなのですね。

この回答は、いつされるとおっしゃいましたか。

○（総務）企画政策室林主幹

回答月日は、市長の決裁を受けてからということになると思います。

○菊地委員

ただ、これまで行った工事について、石狩湾新港管理組合議会でこういった意見が出ていましたということは聞かれたら答えるのですか。聞かれたりもしないものなののでしょうか。報告の義務そのものもないという立場なののでしょうか。その辺はどうなのですか。

○総務部長

いろいろな場面で、議会でどのような御意見がありますかと、石狩湾新港管理組合議会でどんな議論をしていますかということで、お尋ねがあれば、当然、こういう御意見もありますということは知らせています。ただ、昨日の予算特別委員会の中で北野議員から御指摘をいただいた例の北防波堤の静穏度の問題から、当時の工事の問題、平成12年、13年にああった形で間もなく壊れたという実績を持っておりますので、もう少し安全性の確認ということがありました。今回については、しかるべく検討委員会の中でいろいろな大学の先生も含めて検討していくというやり方をして、従前と同じ基準の中ですけれども、今回は大丈夫だという結論です。それは、石狩湾新港管理組合議会で十分議論をして、当然、北野議員は別な角度でも御質問なり御意見を言ったと思いますけれども、管理組合の中で意見の整理がされています。

昨日も議論がありましたけれども、我々が管理組合から聞かされている部分というのは、たぶん、その域を出ていませんから、それ以上の回答を小樽市議会の場で求められても回答はなかなか厳しいです。ですから、我々も、当然、管理組合議会も傍聴していますし、副市長も参加していますので、そういう議論も全部踏まえた結果としての先ほどの回答ということになろうかと思います。

○菊地委員

◎給与改定について

では、次の質問に移りたいと思います。

先ほど御説明いただきました給与改定についてです。

議案第8号及び第9号にかかわって、この間、国家公務員の給与も徐々に下がってきてはいるのですが、地方自治体の職員の給与というのは、独自削減というか、そういうこともありますけれども、それは別としても基本給そのものも大幅に下がり続けているのではないかとというのが私の感想なのですが、今度、小樽市の給与条例が一部改正になって、国家公務員給与との関係ではラスパイレス指数というのはどのくらいになっていらっしゃるのでしょうか。

うか。

○（総務）職員課長

ラスパイレス指数自体は、すぐ出るものでもなくて、年に 1 回、毎年 4 月時点を出していきまして、直近で言いますと、本年 4 月時点が、つい最近出たばかりで、他都市の状況まではまだわかっていないのですが、小樽市で言いますと 91.7 というのが 22 年 4 月 1 日現在の最新のラスパイレス指数になっております。

○菊地委員

他都市の状況はちょっとわからないとおっしゃっていましたが、これは他都市と比較してかなり低いほうではなかろうかと思うのですが、どうなのでしょう。

○（総務）職員課長

ラスパイレス指数はそんなに急激に上がったり下がったりするものではないですから、昨年の全道の状況でお知らせしますと、10 万人程度以上の道内主要 10 市の中では小樽市が一番下のランクになっています。

○菊地委員

そういう状況の中で、さらに独自削減をして職員の皆さんに御苦勞をかけているということなのですが、その中で今度は住居手当の削減です。例えば、先ほど提案された中身で言いますと、住居手当を順次繰り下げていくということについて、私は、職員の皆さんにとっては非情な削減になるものですから、効果額とは使いたくはないのですけれども、市財政にとっては効果額になると思いますが、その金額というものはどういうふうになっていくのでしょうか。

○（総務）職員課長

削減額ということでお話ししますと、全会計になりますが、平成 23 年度には経過措置で 7,000 円ですから 1,000 円減額になりますのでおよそ 1,200 万円程度です。それから 24 年度には 5,000 円になりますので、今から比べると 3,000 円落ちますので単年度で 3,560 万円程度、そして、25 年度に全廃になりますと、これは月額 8,000 円落ちますので単年度で 9,500 万円というふうになっているところです。

○菊地委員

国家公務員が削減したから、それに準拠せよということなのですが、住宅について国家公務員は結構恵まれています。あちらこちらに社宅がありますし、安い賃料で入れます。ですから、同列では考えられないと思うのですが、そこだけ比較されても地方自治体の職員にとっては割に合わないというふうに思うのですが、そういうことについてはやりとりの中でどのような話になるのか、課長は答えられるのでしょうか。

○（総務）職員課長

今、菊地委員がおっしゃったような国とのいわゆる住宅事情の違いとか、もっと言うと、独自削減を別個に実施している中でさらなる削減になるということは、北海道を通して国には言っていて、副市長、総務部長も北海道に行きまして担当に直接かけ合っているのですが、北海道としましては、起債の条件としては国の手当なりから出ている部分については是正してくださいということでの指導がございまして、私どもとしてもそういった事情は勘案しながらも従わざるを得ないという状況でございます。

○菊地委員

先刻来、給与とか手当の関係で、国よりも出している部分を是正しなければ起債の関係でなかなか厳しいのだということをずっとおっしゃっていますけれども、小樽市は起債許可団体ではないですね。そこを確認しておきたいのです。

○（財政）財政課長

小樽市そのものにつきましては、許可団体ということにはなっていないくて、協議団体ということで、協議をして、北海道から同意を受ければ地方債を発行できることとなりますが、病院事業については、資金不足等による許可公

営企業というような扱いになっておりまして、ですから、病院事業だけについては許可を受けなければ地方債を発行できないということになっております。

○菊地委員

病院事業について、許可を受けるためには、病院独自の職員給与の改善だけではだめで、市全体に及ぼされてくるのですか。道連れにという言い方をしたら病院の職員に怒られますね。

○（総務）職員課長

極端な話をすれば病院だけというふうにはなるのでしょうけれども、ただ、市の職員全体を見たときに、病院だけというのはなかなかやりづらいというのが現状だと思います。

○菊地委員

病院を建ててほしいという市民の願いと、財源手だてのためには職員の皆さんにまたさらにこうした苦勞をかけることになるというふうに思うのですけれども、例えば、小樽市のように、起債を受けるために住宅手当をさらに削減していくという自治体はほかにもあるのでしょうか。

○（総務）職員課長

起債については、退職手当債なり病院特例債なり病院建設の起債というものがございますけれども、かなりきつく言われているのが、私どものほかにもう 1 市あるのですが、そのほかにも、先ほど申し上げました全道主要 10 市のほとんどが何らかの形で協議していると言われていて、それはやはり国なり北海道から指導という形で聞いてございます。

それから、全道 35 市全部の中で、今、全廃しているのが 3 市というふうに聞いております。

○菊地委員

私は、住宅手当そのものは、安心・安全の住環境をつくっていくということからも決して過大な支出ではないと考えますし、逆にこれがなくなることによって、地域に落ちるお金が毎年この分だけさらに少なくなっていくということでは地域経済にも大きな影響が及ぼされるので、何とか、地方自治体の首長をはじめ、本当は労働組合にも一緒に権利を守っていく立場で頑張っていただきたいと思うわけです。

我が党は、国家公務員の給与削減そのものについても反対していますし、それに準じてすべての地方自治体 500 万人以上の方々に大きく影響してくることですので、財源手だてとして公務員の給与をどんどん下げていくということは必ずしも日本の経済にとって得策ではないというふうに考えています。そのことを最後に述べまして、次の質問に移っていききたいと思います。

◎新・市民プールについて

新・市民プールのことについてお尋ねしておきたいと思います。

代表質問の中でも、いつまでにどういう計画でつくっていくつもりなのかということもお尋ねしました。場所の設定、規模の設定と、規模の設定は場所が決まればすぐ決まってしまうのだろうと思いますが、大きくは場所の問題だとは思っています。ところが、予算特別委員会で、秋元議員の質問に、学校再編との関係で、それが進んでいけばそういったところの土地も候補地として検討したいという旨をお答えになったと報道されていました。私は、市の行政の計画全体の中で、そういう土地の候補地もあり得るのかとお尋ねをしたときにはなかなか明快な答弁はなかったのですが、同じ教育委員会で進めようとしている学校再編の、行政の中で考えているところがあると改めて思ったのですが、ここまで学校再編の中で出てくる土地を候補地としてあえて明確に答えられているのですけれども、ただ、学校再編の問題は、はっきりしているのは直近で量徳小学校の平成 24 年 3 月です。どう考えても、25 年度までにプールの建設で実施計画までつくり上げたいというところに間に合うような土地がこの学校再編の中で出てくるのかというのは非常に疑問なのですけれども、その時期との絡みではどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○教育部長

まず、前提として、学校再編はプール建設の敷地を確保するためにやっていることではない、そのことは菊地委員にも御理解いただけたと思っています。ただ、予算特別委員会の中で、これは私のほうからも申し上げましたけれども、大体5,000平方メートルの土地が必要だと、それからアンケート結果や水泳の関係団体の方からの話の中では、いろいろな意見がありますけれども、やはり、一定程度公共交通機関の条件のよいところといった意見が多いというふうに私どもとしてはよく認識しています。そういった意味からすると、なかなかそうした場所で5,000平方メートルの土地を、例えば、民間の土地を買うとか、そういったことはなかなか考えにくいだろうというふうにも思っています。

そういった中で、現在、学校再編の作業というのはずっと懇談会を進めてきているわけですから、その時期がいつとか、そういったことではなくて、仮に、学校再編の議論の中で、ここの学校の敷地があいていくといった部分が出れば、学校がなくなると土地自体も普通財産になるわけですから、プール建設の敷地として一つの候補地といえますか、検討の材料にはなり得るだろうというふうに答弁したわけです。あくまでも、今ある学校のどこかを特定してやるとか、必ず、41校ある学校のうちのなくなったところをやるという議論ではないということだけは御理解いただきたいと思います。

○菊地委員

そういうことではないということは理解しているのですが、具体的に候補地としてなり得るというふうにお答えになったからには、私としては、しつこいようですが、平成25年の実施計画までにはどうするのかという次の疑問がわくのです。全体的な流れから考えると、先に場所を決めて、そしてつくりましたと。だけど、交通の便もよくないし、やはり、5,000平方メートルに足りなくて駐車場もあったほうがいいとか、いろいろな意見が後で出てくることも考えられます。私たちは学校再編には賛成はしていないけれども、地域の皆さんとか保護者の皆さんの理解を得ながら、どこかすごくいい土地があきましたとなって、また、結局、小樽市は見通しが悪いよね、ここにこんないい土地があいたのに、そういう見通しもなくこっちに建ててしまっという意見が市民の間から出ないとも限らないし、もうちょっと先を見通した計画の中で、もしそういうことも考えられていい土地が確保できるという見通しがあれば、はっきりした時点ではきちんと市民の皆さんの了解も得ながらそういう方向に進むというのもあっていいかと思うのですが、そういう可能性はあるのでしょうか。

○教育部長

今、委員がお尋ねになったこと自体は、私もそのとおりだと思います。変な言い方ですが、アンケート調査とかの集計からは出てこない、全然違う立地に建てるのがよいのかと、その議論は私も当然あると思います。ですから、その意味では、例えば、今、例に挙げられている学校再編の中で、この地区の学校再編が平成25年の後になるといった中でも、プールとしての適地というものがあるのであれば、やはり、私どもとしてはそれも含めて利用団体の皆さんとも話をしていかなければならないだろうというふうに思っております。

○菊地委員

教育部長は平成24年3月で退職されるので、プール専用の職員として再任用されただけで大変うれしいのですが、行政の継続性というものはありますけれども、やはり小樽市の財産として、市民の財産として、中途半端な物をつくってほしくないと思います。小樽市は、意外と市民の皆さんから指摘を受けるようなものが過去にも結構つくられていますので、やはり、多くの皆さんが納得のいくものを、ずっと使えるように、そして、そのために協議をしっかりとしながら、教育委員会の考え方も率直に述べながら、ぜひ計画を進めていただきたいと要望しまして、私の質問は終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

○山田委員

◎石狩湾新港について

石狩湾新港について、いろいろと報告を伺いました。この中で、2 点ほど教えていただきたいのです。

まず、この整備方針の⑥で、道路改良工事の方法について、今、石狩湾新港のほうでは、コンクリート道路だと雨水がしみ込むような道路がありますが、この場合、どのような道路改良工事をされるのか、まずそれが 1 点です。

それから、②の中央水路の工事が、平成27年度から24年度へとある程度早期にされるということであれば、その利用状況についても相当増加があるのではないかと私も思うのですが、その 2 点についてまず教えていただきたいと思います。

○（総務）企画政策室林主幹

⑥の花畔・樽川埠頭連絡道路の舗装の施工方法についてでありますけれども、今回につきましては、既存の道路のオーバーレイということで一般的な舗装であって、特殊なものではないと聞いております。

②の岸壁の利用状況ということですが、この工事につきましては、あくまで大規模な地震に対応するため、災害向けに整備しているもので、整備したからといって利用が増加するとは特に考えていないと思います。

○山田委員

それでは、今、質問した 2 点について、また詳しく聞きたいのですが、②の平成27年度から24年度へというのは、耐震のための工事ということでよろしいですね。

それから、花畔・樽川埠頭連絡道路については、この道路の総延長は何車線で何キロを予定しているのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）企画政策室林主幹

総延長ということまでは押さえていませんけれども、オーバーレイするのは950メートルで2車線になっております。

○山田委員

岸壁のほうの改良工事は耐震ということによろしいですね。

○（総務）企画政策室林主幹

②は耐震強化岸壁で、震度 6 強を想定したくらいのものだというふうに聞いております。

○山田委員

震度 6 クラスの地震には耐えられるということで押さえておきます。

◎財務 4 表について

質問を変えさせていただきます。

財務 4 表についてお聞きしたいのですが、今回、いろいろ御苦労なさってこの財務 4 表をおつくりになったと思います。以前にも、私は、東京都では今取り組んでいるこういうような事業が 2 年前からされていたということは皆さん方にも質問の中で言っていたわけですが。その中で、私も勉強不足で行政コストの計算についてなかなか理解できない点があったので、この点についてちょっとお伺いしたいのです。

受益者負担比率が、今回、平成21年度は連結だと32.0パーセント、市の会計ですと37.6パーセント、20年度から2.7ポイント減っているということで資料に書いているのですが、その点、簡単に我々がわかるような言葉で説明していただければと思うのです。

○（財政）財政課長

受益者負担比率についてですけれども、行政コスト計算書の経常収益というものは使用料や手数料など行政サー

ビスに係る受益者負担の金額ということになりますので、この経常費用を比較することによりまして、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができるというものでございます。数字が減っているということは、受益者負担の割合が低くなったということでございます。

○山田委員

受益者負担が減るということは、住民にとってもありがたいことだと思います。その下のほうにも、市民 1 人当たりについて、これは平成 21 年度現在と 20 年度現在を比較している部分があります。この点についても、純経常行政コストは、関係団体を含む連結では 54 万 3,000 円、市の会計のみの連結だと 20 年度 39 万 3,000 円が 21 年度 41 万 2,000 円ということで、この部分も税収での負担分が増えたということで承知しておいてよろしいですね。

○（財政）財政課長

純経常行政コストの市民 1 人当たりの数字が増えたということは、委員がおっしゃるとおり、その分だけ税収で負担する部分が増えたということでございます。

○山田委員

それでは、今後、こういうような市の財務 4 表において、税収で負担する部分が増えたということなどを、ホームページ上でも載せるのであれば、私でも初め数字を見ただけではわかりにくいということもでございます。前にも、この表示方法とか告示方法でいろいろと策を練って、円グラフも使って、できれば市民にわかりやすいような形で、今、市がどのような状態かということを示しておりましたので、その点、またいろいろ工夫をしていただけないでしょうか。

○（財政）財政課長

昨年、初めて示したということもありまして、昨年もグラフですとかイラストなども多用してなるべくわかりやすいようなものにしております。今年も、それを見習いまして、なるべく市民の皆さんにもわかりやすいようなものをつくって公表していきたいというふうに思っております。

○山田委員

◎消防団の充実強化の検討会の報告書について

また、質問を変えさせていただきます。

先般、12 月 10 日に、総務省の消防庁のほうから、消防団の充実強化についての検討会でこういうような報告書と通知が出ております。この中で、今、本市でも取り組んでおります消防団、また、その活用などについて聞いていきたいと思っております。

最初に、本市の消防職員の年次の推移、また、消防団の新入団員の推移についてお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）総務課長

消防職員の推移ということでございますが、過去 5 年間における各年度 4 月 1 日現在の数字で答弁をさせていただきます。

平成 18 年度 254 人、19 年度 250 人、20 年度 253 人、21 年度 248 人、22 年度につきましては 244 人でございます。

なお、18 年度と今年度を比較いたしますと 10 人の減少となっております。

○（消防）主幹

消防団員の過去 5 年間の団員数と入団者数について報告申し上げます。

各年 4 月 1 日の数字を御報告いたします。平成 18 年は、490 名、入団が 18 名、退団が 34 名、総数で 474 名になります。19 年は、474 名、入団が 31 名、退団が 32 名、総数で 473 名でございます。20 年は、473 名、入団が 44 名、退団が 25 名、総数で 492 名であります。21 年は、492 名、入団が 24 名、退団が 35 名、総数で 481 名であります。22 年は、481 名、入団が 23 名、退団が 16 名、22 年 12 月 1 日現在の総数は 488 名であり、ほぼ横ばいで推移しております。

○山田委員

消防職員のほうは、平成18年度254名でいいですね。それが、今回、平成22年度では244名、10名減ですね。

○（消防）総務課長

平成18年4月1日で254名、今年度の4月1日現在、244名で10名の減少になっています。

○山田委員

本当に、消防職員も10人減ということで、その部分では消防団員の活用を模索されているという状況がよくわかります。ただ、今回、平成18年度から22年度まで消防団員の数を出していただきましたが、ほぼ横ばいというような状況でお聞きいたしました。

この中で、例えば今取り組んでおられる消防団員の勧誘だとか学生の勧誘の2点についてどのような状況か、お聞かせ願いたいと思います。

○（消防）主幹

入団促進について、説明申し上げます。

小樽市の人口減少と高齢化を考えると、非常に厳しい状況であります。ただ、現在、若い団員を含め、当面5月、6月に市内の3大学に勧誘を行ってきております。また、8月には大学生1名が入団しております。現在、大学生は2名と定時高校生の学生が1名、学生は3名いる状況であります。

○山田委員

取組的には、本当に学生だとか女性団員の入団がなかなか厳しいような状況だと思います。今回、消防庁の消防団の充実強化についてという通知の中でも、いろいろ地域住民への広報だとか、企業に集う人材の育成だとか促進策、こういうようなさまざまな策が示されています。その中で、今後、常備消防と自主防災組織の連携についてはどうでしょうか。何か施策があるのならお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）総務課長

ただいま委員のほうからお尋ねがございました常備消防と自主防災組織などとの連携ということでございますけれども、災害時におきましては、効果的に地域の防災力を一体として発揮することが非常に重要なことでございまして、消防団におきましてもその担い手であることは間違いないところでございます。我々市町村の消防機関といたしましては、常備消防、それから消防団、また住民の自主的な組織であります自主防災組織など、さまざまな自主防災組織の方々との御協力を、また協議をさせていただきながら効果的な連携を行ってまいりたいと考えております。

○山田委員

本当にそのような形もあるだろうと思います。

また、今回、この中でも言っているのが、将来の消防団員等の人材の育成、いわゆる子供のころから防火・防災に関する周知の一つとして、現在、少年消防クラブというものがあると思います。この中には、小学生、中学生、高校生というような方々の寄与する部分があり、また、こういう人たちが団員になることも必要と言えると思います。その点で、例えば、そのような防災教育の推進に当たっての指導者の確保だとか、養成を推進する必要があると思います。

現在、消防職員の方々はどういうようなことを考え、何か例があればお聞かせ願いたいと思います。

○（消防）総務課長

今お話のございました少年消防クラブなども、本市におきまして積極的、また活発な活動をしているところでございます。現在、少年消防クラブには、小学校6年生までの子供たちが夏休みなどを利用してさまざまな行事に参加をしていただいて、私ども常備消防の職員と訓練又は研修を通じた年間の行事を行っているところでございます。また、少年消防クラブには各指導員の方がいらっしやいまして、日常のお仕事のある中、時間を見つけてい

ただきまして、私どもと一緒に少年消防クラブの活動に御協力をいただいているところで、私どもは非常に感謝を申し上げているところであります。

将来の消防団員ということで、少年消防クラブの子供たちや中学校、また高校などの生徒たちに、何とか、私どももいろいろな形で消防というものを肌で感じていただきまして、消防団員又は消防職員を志していただきまして、また、地域の防災ということに最終的に志を持っていただくような働きかけをして、今後も消防団への入団促進などに努めてまいりたいと考えております。

○（消防）主幹

消防団員の人材育成ということで説明をさせていただきます。

各分団の準幹部と言われております部長や班長を対象に、平成22年2月と7月に消防団員約100人を現地教育という名の下で、各個訓練の指導と安全管理を含めた火災防護活動について指導しております。また、新たな新年度の取組といたしましては、22年度、23年度計画でもって、常備消防との合同訓練を企画しておりまして、消防団から数名の招集を行い訓練を積んでおります。

○山田委員

そういうような形で、今後、モデル少年消防クラブを全国的な取組へと発展させるべきであり、また、国においてもこういうような取組の成果をモデルとして全国に周知していくような施策の検討が必要であるということまでまとめております。

最後に、消防団の体験入団のようなものがあつたかどうか、その点についてはどうでしょうか。

○（消防）主幹

体験入団については、実際は行っておりません。

○山田委員

◎A E Dについて

今回、朝里の男性が、双葉高校の前で倒れ、高齢者の介護をして心肺停止状態の高齢者を助けたということで聞いております。たぶん、一般市民による応急手当の重要性というようなことが出されていて、こういうよい結果を生んだと思います。

その点について、応急手当の件数と、A E Dの講習受講者数との関係について教えていただきたいと思います。

○（消防）警防課長

救急の講習会ということでございますけれども、消防本部では毎月9日に普通救命講習会を開催しております。この中で、A E Dの講習なども実際に行っております。

過去5年間の講習状況を申し上げます。平成18年は、22回実施し、受講者は378人、19年は21回、331人、20年は21回、404人、21年は15回、210人、22年は、12月10日までの状況でございますけれども、15回、233人であります。

普通救命講習を実際に受講した方の効果ということでございますけれども、これは、もちろんA E Dもそうですが、心肺蘇生法、それからその他の応急手当を実際に指導いたします。これは、4時間の講習でございますが、実際にこれを受けた方が、先ほど委員のほうからお話がございましたけれども、このたび、新聞報道されましたが、実際に現場にいて倒れた方に救命処置をした方もこの救急の講習を過去に2度ほど受けた方ということでもございました。

ということで、実際の救急現場に消防隊員が行くまでに、その災害現場で、いわゆるバイスタンダーという言い方をしておりますけれども、そういう一般市民の方が救命処置をすることが非常に重要でございます。救急車が到着するまで5分、6分かかりますので、それまでの間に少しでも早く救命処置を行っていただきたいと考えております。

○山田委員

これからも、救命救急士、また、そういうような講習を通して、一般市民の蘇生、また社会復帰につながるような努力をしていただきたいと思います。

最後に、今後の抱負について何かありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○消防長

今回の事例もございましたが、私どもは、これは救命の連鎖と言いまして、消防機関のみが活動してもなかなか救命の率が低いものですから、できる限り、そういったような事案があったときに、そばにいる人がこういったような講習を受けていれば、それだけ消防機関が行ってすぐに搬送できるという本当の意味の救命の連鎖が成り立つものですから、そのためにも、これからもこういった講習を引き続き続けてまいりたいと考えてございます。

○横田委員

◎給与改定について

先ほど菊地委員からも住宅手当の関係の御質問がありました。道内ではもう 1 市きつく言われているところもあるということですが、北海道はどのようなのですか。住宅手当は出ているのですか。

○（総務）職員課長

北海道のほうは、昨年の国の人事院勧告に合わせて廃止したというふうに聞いています。

○横田委員

私も道職員の末席を汚しておりましたが、私の記憶では、持ち家を持っている人には住宅手当が幾らか出ていたかもしれません。先ほど、なくすのは厳しいという話を菊地委員のほうからされましたけれども、私は、8,000円という金額は別にしても、持ち家は自分の責任で持つわけですから、転勤云々の話もありましたけれども、普通の地域の民間の方々は、会社から出しているところもあるでしょうけれども、私が想像するには、多くのところは、持ち家を建てたからといって補助しているというふうにはそんなに考えられません。今回、段階的ではありますけれども、そういうふうには減らしていく方針を出されたということは、私は適切かと思います。それによってリンクして起債の話にもなっているわけですから、現に大多数の都市でそうしているということを考えれば、私は菊地委員と違う考えだったものですから、今、言わせていただきました。

道職員は、ほとんど自分の家を持っています。単身赴任が多いです。国のキャリアは別にしても、絶対、国家公務員でも相当数の人は家を持っているのではないかと思います。

◎性教育について

私のほうからは、あまり私に似合わないけれども、性教育ということで質問させていただきます。

実は、ある小学校で性教育の授業があつて、これは、公開系というか、参観系で外部の人が見られる形式だったのですが、そこで、私としては適切ではないような性教育が行われたのではないかという思いがあります。

私は、性教育は、もちろんきちんとやれば大事なことだと思うし、また、当然、学習指導要領等々にもあるものでしょうけれども、その事例というか、どういう授業だったのか、指導室のほうからお知らせください。

○（教育）指導室長

今の委員の御質問について、恐らく、この事例と思ったもので答弁をさせていただきたいと思います。

性教育にかかわりまして、子供の読み聞かせを通して子供に指導するという取組をしようと考えている学校があったということで話は聞いております。ただ、このことにつきましては、性教育は、子供に正しく学ばさなければ心身ともに健全な育成ができないということ、また、児童の発達段階を踏まえたものになっていなければ何の効果もないということから、教員が主体となって計画的にしっかりと取り組んでいかなければならない旨、指導・助言をして、その取組についてはやめているというふうに伺っています。

○横田委員

上級生の子供が下級生に資料を読み聞かせて、性教育と言えるのでしょうか、そうしたということなのです。

このテーマは、皆さん方も御承知のとおり、非常にデリケートでありますし、それから、シビアなテーマです。これは、指導方法をしっかりと熟知している保健体育の教員がきちんと教えるのであれば、これは逆にしていただかなければならないもので、大事なことだと思うのです。

今、こういう話を聞いて、インターネットで性教育というものの実態がどうなのかと見ると、YouTube（ユーチューブ）などを見ると、ひどい、こんなことがあるのかと思われるような性教育の授業風景が載っているサイトもあります。小樽はそんなことはないと思いますけれども、やはり、私は、あるいは、見た人もこれはおかしいという話だったので、今日取り上げさせていただきました。上級生が教員のつくられたプリントを読み聞かせたということなのでしょうけれども、読み聞かせの資料というのはそういうことでいいですか。

○（教育）指導室長

はい。

○横田委員

全部ではないですけども、ここに何点かあります。全部ではないので、よくわかりません。それから、性教育だけでなく、男女共同参画とか平等の話も出ていまして、ジェンダーフリーのことも載っていますけれども、性のことについて、小学生の目線で授業ができたらいいなというふうに、教員がお家の皆さんへということで記しています。毎週やっているのですよね。先ほどのお話ですと何週間かやろうとしたのかな。読み聞かせの性教育では、学習内容に沿って指導プリントを使って学習します、その際に使ったプリントは、そのまま子供たちに持って帰らせますということで、保健の教員は横で見られて、そして子供たちがやるということに、私は何の意味があるのか、意図とは言いませんが、先ほど言ったように効果があるのかなという気がします。例えば、社会で体験した生きた学習を、例えば商店街のことなどについては、上級生が下級生にこうだったとか教えることは、これは意義があるし、なるほどと思うこともあるのでしょうけれども、繰り返しになってしまいますが、読み聞かせをする読むほうが決して心も体もしっかりできているわけでないし、熟知しているわけではないのに、こういったことを下級生に教える。下級生だって、これをどう感じたのでしょうか。あまり意味がないのではないかという気がします。

この授業について、指導室はどういう措置をされましたか。

○（教育）指導室長

この件につきましては、先ほども話をさせていただいたのですけれども、委員がおっしゃるとおり、読み聞かせの部分というのは何分間かということだったのですけれども、そのことについては性教育の授業としてしっかり確立したものでは当然ないということです。読み聞かせというのは、あくまでも子供たちの豊かな心をはぐくむことを目的としているものであって、性教育に当たるものではないということです。また、子供が子供を教えるということにつきましては、子供が十分にそのことについて熟知しているということでもありませんし、正しく教えるということもできないものですから、そういうことについては適切ではないということで、校長には指導・助言をさせていただきました。

私どもの指導・助言を基に、校長先生が職員のほうにまた話をしまして、教員も、そのとおりだ、どうして早く気がつかなかったのかというような話を伺っております。それで取組をやめたということで伺っています。

○横田委員

最後の一言でほっとしました。これでいいのではないかと言われたらどうしようかなと思いました。

これは、道徳の時間か何かですか。保健体育ということではないですね。

○（教育）指導室長

これは、朝の時間ということで、いわゆる特別活動の時間帯ということになります。

○横田委員

特別活動ということでありますが、先ほど正規の性教育の時間ではないということでありながら、先ほど言いましたけれども、読み聞かせの性教育というふうに題を打っています。その辺は、これからもしっかりと注意を払っていただきまして適切な性教育をされるようにお願いしなければならないですが、他の四十校ではこういうことはなかったのでしょうか。

○（教育）指導室長

子どもは、全部の学校の指導計画を見ておりますし、校長には日ごろから授業の様子等についても毎日見ていただくというようにやっております。たまたま今回については、そういうことが起きて非常に残念だったのですが、そのほかの部分についてはそのようなことは一切聞いておりません。

○横田委員

先ほど、校長も容認されたというか、わかっていてやられたということでありますが、校長への指導というか、注意はもちろんですが、やはり、こういうことがあったみたいなことも、何かの方法で校長会等々できちんとお知らせをして、再発ではないけれども、今お聞きしますとほかの学校ではないようですから、今後お互いに注意を払って授業を進めていただきたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 9 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党。

○齊藤（陽）委員

◎財務 4 表について

先ほど、公会計の財務 4 表について報告を伺いました。そこで、自民党の山田委員も触れられましたけれども、行政コスト計算書について、簡潔に伺いたいと思いますが、まず、全く単純な話なのですが、経常収益の中の項目で、使用料・手数料とか分担金・負担金・寄附金、それから事業収益等というのは直感的にこの収益だとわかるのですが、保険料というのはなぜ収益かというのがぴんとこなかったもので、それだけ教えていただきたいと思います。

○（財政）財政課長

保険料は、医療関係の保険金ということの整理になりますので、収益という部分で計上しております。

○齊藤（陽）委員

何かよくわからないのです。

○（財政）財政課長

経常収益という中に含まれている保険金は、国民健康保険料です。

○委員長

保険料を収入として見ているということですか。

○（財政）財政課長

収入として見えています。

○斉藤（陽）委員

普通、保険金と言うと、保険から受け取るほうだから収入と思うのですけれども、保険料というのは払うほうだから、払うと言っても……。

○委員長

貸し方、借り方の解釈の違いではないですか。

再度、御説明願います。

○（財政）財政課長

サービスの提供に対する受益者負担という意味合いから、ここに計上されています。

○斉藤（陽）委員

それが主眼ではなくて、受益者負担比率というものが出されていて、平成21年度は連結の関係団体を含む部分では32パーセント、それから市の会計のみの部分では20年度が40.3パーセント、21年度が37.6パーセント、2.7ポイントの減ということです。このとらえ方なのですが、市の財政当局としては、これは高いほうが望ましいという受け取り方で、市民としては、先ほど自民党の山田委員が低いほうがいいのかないかなということもあったのですが、市としてはどういうとらえ方なのでしょう。

○（財政）財政課長

下のほうの（3）の純資産変動計算書とも絡んでくるのですけれども、ここで言うところの経常行政コストというのが高くなりますと、これは資産の減少につながっていきますので、そういう意味でいけば比率は高いほうが税金としての持ち出しは少なくなるということです。財政的にはそのほうが望ましいのですけれども、一概に、だからと言ってすぐ使用料・手数料の改定につながっていくところまでは考えてはいません。そこは、委員のおっしゃるとおりでいいと思います。

○斉藤（陽）委員

もう1点なのですが、資料4平成21年度小樽市連結行政コスト計算書4-2という細かい表があるのですが、これを見ますと、いろいろな分野別で、a分のbというか、bバイaというか、分野別の比率が、例えば、生活インフラ・国土保全は45.5パーセントとか、教育は2パーセントとか、一番高い環境衛生は70.5パーセントとか、非常に経常収益率の高いものもあれば、低いものもあります。昨日のプールの議論でちょっとあったのですけれども、要するに、社会教育施設でなくて本当の純然たる学校教育施設というのは、たぶん、そこから収益を生むなんていうことにはならないので、そういった部分については、何でも収益率が高ければいいというものではないと思うのですが、その行政分野別の適正な負担率みたいなものが考えられているのかどうか、教えていただきたいと思っています。

○（財政）財政課長

企業の場合ですと、やはり、企業は営利を目的としておりますから、経済活動の成果を表す収益、それから、それを得るために費やされた費用といったものを対比することによって経営成績である利益を算定するという考え方がありますけれども、一方で、地方公共団体の場合は住民の福祉の増進というものを目的としておりますので、そもそもその成果を収益として考えること自体がどうなのだという考え方がありますが、今、委員がおっしゃられたように、では、何パーセントがいいのだということになれば、例えば、財政健全化法に基づくような健全化判断比率であれば、実質公債比率であれば25パーセントがいいとか、何々比率については何パーセントが望ましいと、そういったものはあるのですけれども、財務諸表から読み取れる各種の比率については、今のところ、こういったものがないといった目標値とか目安というものが定められておりません。国の解説書においても、そういった基準な

どについては、今後各地方公共団体の財務書類のデータの蓄積と分析の積み重ねにまつところが多いというふうに言われているところでありまして、今後こういったものを何度も何年間も続けていくことによって、ある程度そういった目安といったものが見えてくるのではないかということで、現時点においてはそういう考えはないというのが実情でございます。

○齊藤（陽）委員

◎忍路環状列石について

それでは、代表質問でも伺ったのですが、忍路環状列石のことと、それに関連することについて伺いたいと思います。

まず、なぜ縄文遺跡なのかということで、一言断っておきたいのですが、洞爺湖町の入江・高砂貝塚というところで、ポリオの成人の方の骨が見つかったということで、縄文社会というものは、弱者とともに生きる共生社会といいですか、そういったハンディキャップを持っている人も一緒になって生きているという社会であったという推定もあります。また、1 万年以上という非常に長期間にわたって自然を大きく改変しないで持続した縄文文化、あるいは縄文社会というのは、自然と共生するという意味でも共生の文化というものを持っており、本市においても市内60か所以上の縄文遺跡があるわけで、縄文人の生活、文化を知り、また保存、活用するということは、現代の我々にとっても大事なことだということで、若干お伺いをしたいと思います。

今日は、専門職員としての学芸員の方の御見解を伺ってまいりたいと思いますので、行政的な意味でのいわゆる教育委員会としての意見ということではなく、専門職員としてのお立場で学芸員の方の見解ということでお答えいただきたいと思います。

まず、忍路環状列石の発見から現在までの調査、保存の経緯等について、代表質問でも伺いましたけれども、発見後、田内捨六という方が初期の調査をされました。その後、北海道学芸大学が小規模な発掘調査を行ったという御答弁があったのですが、そのことと、それ以外には本格的ないわゆる調査、発掘というものは行われなかったのかということを確認しておきたいと思います。

○（教育）総合博物館主幹

忍路にございます忍路環状列石の発見の経緯ですけれども、和人による発見という意味では、文久年間に忍路のニシン場に来ていた人々によって発見されていまして、実は、日本のストーンサークルの中でも一番古い報告がなされております。齊藤陽一良委員がおっしゃったように、最初に学会誌に報告されたのは明治19年に田内捨六の調査ということで紹介されております。ただ、このときは考古学という学問がまだ未分化の時代でございましたので、北海道の小樽というところにこういうものがあるという紹介がされております。その後、全国各地で東北地方を中心にストーンサークルが発見されるようになるのですけれども、忍路のストーンサークルは、当初の明治時代から、例えば、天皇とか天皇の御名代がいらっしゃったときの見学場所として候補に上がったりして、結構、遺跡といいですか、史跡という意味では保存活動が盛んに行われていた場所です。したがって、発掘調査というのは掘ってしまう調査なのですけれども、そういったことはせずに、そのまま残しておこうという形での活動がされているところでございます。

これは、先ほど委員のほうから御発言がありましたけれども、その後、戦後にそういった規制が一たん外れかける時代がありまして、当時の北海道学芸大学が調査を行いました。ただ、田内捨六の調査にしても簡単な報告があっただけで、学芸大学の調査に至っては報告が出ませんでした。したがって、どういうものが出てどういう状況であったかということは伝聞でしか伝わっておりません。その後、昭和36年に国指定史跡になりましたので、これは文化財保護法がその前にできておりますが、そうなりますと、国指定史跡というものは基本的には保存が原則でございますので、発掘調査という名前の掘る調査は行われなくなります。ただ、隣接した忍路土場遺跡では、通称フルーツ街道の建設に伴う調査が昭和の終わりに行われましたし、それから、ストーンサークルの周りでは、平成7

年から12年の5年間なのですが、小樽市教育委員会によります詳細分布調査という名前なのですが、1メートル四角の穴を周りにぽつぽつあけていって遺跡全体の様子を探っていく調査を行いました。そういった形で調査を行っておりますが、中を、全部、本格的に大規模に掘るという調査は今のところされておりません。

○斉藤（陽）委員

発掘自体が遺跡を破壊してしまうという要素はあると思うのですが、何らかの調査によって、史料的に発見によって価値が高まるということも考えられると思うのですが、そこに何があるのか、何だったのかということを知るすべというのは、発掘調査が一番強力な調べる方法だと思うのですが、それはもう金輪際できないというふうになってしまうのですか。

○（教育）総合博物館主幹

金輪際できないというわけではございませんで、今後は、これは文化庁との相談になるのですが、あそこの史跡整備等を行う場合については、どういう整備をするか、その材料を得るための調査は行われます。これは、全国のほかの地域の国指定史跡でも同じようなパターンで行われておりますので、もしそういったことになった場合は調査は可能なのですが、先ほど委員がおっしゃいましたように、発掘は破壊で1回きりしか行うことができませんので、慎重の上にも慎重を重ねた判断が文化庁からされるものだというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

今後、そういう本格的な整備が行われる際には、ある程度、本格的な発掘も行われる可能性があるということで、今のところはまだわからないということですね。

部分的にしろ、今まで行われた調査によって、現在、ある程度どういうものかと、忍路環状列石、あるいは、土場遺跡含めてどんなことがわかっているのかということをおいつまんで教えていただければと思います。

○（教育）総合博物館主幹

現在残っていますストーンサークルは、長い方向で30メートル、短い方向で20メートルの楕円形の列石が残っておりますが、さまざまな調査の結果から、恐らく、当初は二重の石が回っていたようです。それから、石を並べてあるところがございますが、現地に行っていただければおわかりかと思いますが、わりと平坦なのですが、あれは、もともと平坦な場所につくったわけではなくて、緩やかな斜面を1回全部削り取りまして、足りないところには土を置きまして平坦面をつくり、その上にまず砂利を敷きまして、砂利の上に土をかぶせて、そのかぶせた土の上に大きな石を並べるというような大規模な土木工事が行われていたことがわかりました。そして、時期的なことですが、今から3,500年ほど前、縄文時代後期、もっと詳しく言いますと後期の前半から中ごろにかけての時期につくられたものと言われるます。

ストーンサークルは、こちらから行きますとフルーツ街道の左手の小高い丘の上にあるのですが、フルーツ街道、それから、フルーツ街道の右手の部分を全部含めて土場遺跡という遺跡になっておりまして、これはストーンサークルと同じ時期の遺跡です。これも代表質問で教育長から答弁させていただきましたが、30万点の土器が出た場所でございます、極めて多量の土器というふうに言えると思います。それから、特殊な土器、多量な木製品、繊維製品などが出まして、恐らく、交易とか作業とか、そういった場ではなかったかというふうに考えております。そういった交易と作業の場である土場遺跡と、大きな土木工事を伴うようなストーンサークルが一体となった遺跡が、現在残されている忍路土場遺跡と環状列石であるというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

環状列石というのは、一般論としては葬送にかかわる遺構ということなのですが、忍路環状列石の場合は単純に言って墓というとならえ方でよろしいのですか。

○（教育）総合博物館主幹

少なくとも、ストーンサークルの周辺では墓穴と思われるものが見つかっております。それから、ストーンサー

クルの内部ではどうかといいますと、先ほど言いましたように調査の報告がされておりましたが、可能性としてはあるというふうに考えております。ああいう大規模なストーンサークルの他の例を見ていきますと、あの内部が墓ではなくて、あの周辺に墓があって、その墓の区域を象徴するものとしてああいっただストーンサークルがあって、目で見てわかると。お墓というのは土の下に入ってしまうので、目で見てわかることに重点を置いたものがつくられていったというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

先ほど交易を行う場というお話があったのですが、代表質問での教育長の御答弁で、周辺の村の人々が共同で管理を行う場というちょっと含みのあるような難しい表現だったのですが、これと葬送にかかわる遺構という部分と、周辺の村の人々が共同で管理を行う場ということの関係はどうなっているのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

葬送というのは二つ意味がございまして、一つは遺体を埋めるという行為、もう一つは遺体が埋まっている場所を管理するという行為、この二つがございまして。今で言う葬式と墓参り、わかりやすく言うとそういう例ですけれども、その後者のほうで、ここは先祖のみんなが埋まっている場所なのだ、ここは先祖をまつ場所なのだということを目でわかるようにしたのが石を並べたストーンサークルでして、先ほど言いましたように大規模な土木工事を伴っています。狩猟採集社会では、一つの村ではそういった余剰の労力が生まれるのがとても難しいのですが、私たちが考えていますのは、塩谷から余市にかけてというような範囲の村々の人たちが共同作業としてああいうものをつくって、共同で管理をして、1年に1回なのか、数年に1回なのかわかりませんが、そういった祭りごとをするという場としてあそこを使っていたのではないかとというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

周辺に村があったということなのですね。そして、これは、縄文文化にとっては非常に本質的で重要な点ということなのですが、ある程度以上の人数の人々が家族とか氏族のまとまりをつくって周辺に定住していた、いわゆる採集、狩猟で遊動する人たちではなくて周辺に定住していたというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

基本的には、定住社会というふうに考えています。ただ、狩猟・採集社会ですので、人口が増えていきますと、人口を支えるだけの周りの森、海というのは限られてきますので、そこで恐らく分村をしていくはずなのです。人口が増えていくと、あえて村を二つに分けて、遠くにもう1個、支村みたいなものをつくって本村と分村でやっていく。それを繰り返していくことによって遺跡数がどんどん増えていくのですが、実は、縄文時代後期というのは、北海道の中で小樽から余市にかけて爆発的に増える場所の一つです。その爆発的にどんどん増えていくということは、例えば2キロ四方、4キロ四方をテリトリーとしながら村がどんどん分かれていくのですが、そのようにして分かれていった村が一つになるための施設として、そういったストーンサークルが機能したのではないかとというふうに言われております。

○斉藤（陽）委員

秋田県の大湯環状列石では掘立柱の建物跡が複数見つかっているということで、忍路環状列石の周辺、土場遺跡も含めて、巨大な木柱というものが何かあったそうなのですが、いわゆる建物の発見というものはあったのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

委員が今御指摘になった木柱ですけれども、土場遺跡の調査で電信柱のような大きさの柱が見つっております。両端にきちんと加工をして組みやすくなったものが見つかるのですが、それに対応するであろう1メートルから1メートル50径ぐらいの大きさのある柱穴が周辺に全部で11か所見ついております。そのうち、7か所はフルーツ街道の下で見つかりましたのである程度配置はわかっているのですが、残り4か所は先ほど言いましたように

試掘調査で転々と見つっておりますので、その全貌が明らかになっておりません。ですから、こういった形で柱を組んでいるのがまだ定かではありませんが、少なくとも大きな柱がストーンサークルの周りに取り囲むようにあったのは事実であろうと。それが、建物なのか、トーテムポールのような柱そのもののなのかということについては、まだ検討課題というふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

これは、今後、大きな整備などが行われるときに本格的な発掘が行われると、建物の跡が見つかる可能性が相当高いような気がするのですが、もう一点伺っておきたいのは、忍路土場遺跡は、昭和60年から62年、北海道埋蔵文化財センターによって発掘されたと。終了後は、広域農道になって、そのほかの部分については水田等の地下に埋没しているということで、先ほど30万点とありましたが、土器や石器、漆器、多量の木製品、繊維製品などがあるということは、相当大きな集落があったか、あるいは、大規模な交易が行われたという可能性が考えられるわけですが、今後、発掘調査等が行われたときに、建物も含めていろいろなものが出てきて発見があるという可能性についてはどのようにお考えでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

忍路土場遺跡の未発掘部分、未調査部分につきまして、今後、仮に調査があった場合は、恐らくかなりの出土物、貴重な遺物が出てくるだろうというふうに考えています。忍路土場遺跡そのものも、昭和60年代の初めということでしたのであまりニュースにはならなかったのですが、遺跡の規模としては恐らく三内丸山に匹敵するような規模の遺跡のはずです。ただ、あそこは、幸いなことに遺跡の上はかなり厚い土がたまっておりますので、通常の農作業ですとか、通常の個人住宅程度の工事では遺構に影響を与えないのです。そういう意味では、非常に幸運な遺跡です。ですから、今後、あのまましばらく残しておいて、完璧な調査ができる技術を持ち、それから資金的な計画何かができた段階でやるべきだというふうに考えております。

実は、私もフルーツ街道のときの調査に参加いたしましたけれども、北海道で初めてああいう木製品が大量に出てくる遺跡だったために、現場でさまざまな混乱が起きております。貴重な遺物にもかかわらず、色がどんどん変わっていったしまったとか、見る見るうちに崩れていったしまったということがございましたので、そういうことが二度と起きないように完璧な技術や調査体制がなければ、あれはあのまま残しておくのが一番ベターな選択ではないかというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

中途半端に手をつけて破壊してしまうよりは、そのまま残しておいてきちんとやったほうがいいというのは、まさにそのとおりだと思います。三内丸山遺跡というのは史跡のランクでも特別史跡となっていますけれども、忍路環状列石は単なる国の史跡ということですから、今はさほど有名ではない。ただ、中身としては相当大きな、そして、内容の濃い遺跡であるのとらえていったほうがいいのではないかとというふうに思います。

それで、代表質問でも聞いたのですが、北東北の縄文文化、三内丸山を含めて、北海道の噴火湾沿岸等の縄文文化との関連ということなのですが、いわゆる忍路環状列石の現地に行って、説明板を読みますと、死者を弔う祭祀の場ということで、ストーンサークルはもともと北東北に大規模なものがあり、その文化が北海道にも伝わったと、文化の伝播といったことに触れられた部分があるのですけれども、東北地方の縄文文化との影響関係については、東北が先にあって、それが北海道に伝わったという理解でよろしいのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

これも、教育長が代表質問の答弁で申し上げたとおりですが、大きくとらえた場合、北東北と北海道の道央部というのは同じ文化圏に属している縄文文化なのですけれども、その中で、ストーンサークルということで石をあのようにはらせるといった施設については東北のもののほうが北海道のものより古いです。したがって、東北のほうが先にあったというふうに言えるのですが、縄文文化というのは多様ないろいろな要素を含んでおりますので、そ

の中では、北海道のほうがより濃くて、恐らく古いであろうと思われるような要素もございます。したがって、どちらが先でどちらが後かという単純な議論はちょっと難しゅうございます。このルーツを中国大陆に持っていく方もいらっしゃるぐらいですので、いろいろな考え方がありますけれども、ストーンサークルというあの施設に関しては、恐らく、東北のほうが古いだろうというふうに考えております。

○齊藤（陽）委員

あと、北東北から噴火湾の15か所の遺跡を、いわゆる縄文遺跡ですけれども、一連のものとして世界文化遺産に登録しようというような運動も行われているみたいですが、小樽の忍路環状列石というものは、そういった文化圏とどのような関係にあって、また、道内でも深川のほうの音江環状列石とか、旭川の神居古潭のストーンサークルとか、内陸のものも別にあるのですが、そういったものとの関係はどうか、その周辺の関係について教えていただきたいのです。

○（教育）総合博物館主幹

道内のストーンサークルは、いずれも縄文時代後期、先ほど言いましたように、後期の中でも少し古いほうに属しているもので、一番遠くではオホーツク沿岸の斜里町で見つかっております。ただ、それは、恐らく、墓域に石を立てるという意味ではそういう広がり方を見せているのですが、小樽周辺で言いますと、わりと狭い範囲、およそ20キロの範囲で、仁木町のモンガクB遺跡、これはフルーツパークになっている場所ですが、そこと八幡山、余市の農道空港があった場所です。それと、西崎山、これは余市と小樽の境でございます。それから、地鎮山、これは忍路のすぐ横にありますけれども、忍路があって、そういうふうにはストーンサークルという遺跡がある程度固まっている場所なのです。それが非常に特色があります。噴火湾沿岸のほうにはストーンサークルがあるかといいますと、実はあります。森町に鷺ノ木5遺跡という大きなものがございますが、それから函館のほうにも中野B遺跡というストーンサークルかどうか意見の分かれるような遺跡があることはあるのですけれども、そういうものがぼつんぽつんとある中で、狭い範囲に固まっているのが小樽の一つの特徴であるというふうに考えております。

それから、噴火湾沿岸の遺跡との関連なのですが、縄文時代後期という大きなくりの中で考えると確かに関連性があるものが多くございまして、最初にお話に出た入江貝塚などはほぼ同じ時期のものなのですけれども、今、世界遺産を目指されているものの中には縄文時代前期のものも含まれておりますし、噴火湾と日本海側では細かく見ていくとやはり違いももちろんあると思います。ですから、それを大きくとらえて一つのブロックと考えるのか、地域差を一つずつ細かく検証していきながら地域の特色を見ていくということで意見が分かれていくというふうに思っております。

○齊藤（陽）委員

あと、二、三、聞きたいのですが、ストーンサークルというものは、日時計状石組みと言われて、いわゆる二至二分、冬至、夏至、あと秋分、春分という太陽が出たり沈んだりという方向と石の配置が関連を持っている。あるいは、その方向と山の頂といったものが関係を持っているという縄文人の世界観あるいは思想を読み取るというような考えもあるのですけれども、この忍路環状列石について、あるいは忍路土場遺跡からの巨大木柱の発見ということと、こういった二至二分の方向うんぬんというものを関係づけて考えるということは、忍路に関してはどうかのでしょうか。

○（教育）総合博物館主幹

今、委員がおっしゃいました天体観測、若しくは太陽の運行との関連を考える説は明治40年ぐらいから既に出ておりまして、マンローというイギリス人の方が紹介しているところですが、現在は國學院大學の小林名誉教授が熱心にその説を唱えていらっしゃいます。教授の調査にも同行させていただきましたけれども、少なくとも忍路については何とも言えない場所でございます。

もう一つは、忍路の石のことなのですが、特にストーンサークルの中の石については地元の方が好意でいろいろ

直していらっしゃるのです。先ほど言いましたように、天皇陛下の御名代が来るからということできれいにしようと直してしまった経緯がございまして、動いている可能性が高い石も入っております。したがって、細かい方位を測定するにはちょっと信頼できないものも含まれておりますので、何とも言えないのです。

それから、私個人の考え方ですと、小林教授の夏至、冬至にかかわるラインというものが、そんなに汎用的にストーンサークルすべてに当てはまるかという、必ずしもそうでない例があまりにも多いのではないかというふうに思っています。

○斉藤（陽）委員

あと 1 間で終わりたいと思いますが、地縁、血縁のある氏族が、40 から 50 キロメートル程度のゾーンといいますか、領域を占有して、その中心に祭りの場を築造するといったことが考えられているようなのですけれども、いわゆる忍路、地鎮山、西崎山と近距離に非常に複数の環状列石が固まっているということで、これは、時期のずれとか、同じ集団が全部つくったのか、時代的に変遷しながら、自然にできていったのか、そこら辺のことと、もう一点、先ほどのこととかかわるのですが、遺跡探勝という部分でも、それが本当にそうかどうか分からないのですが、いわゆる忍路環状列石の遺跡探勝に行った人が、この方向は夏至の日の入りの方向だとか、冬至の日の出の方向だとか、そういったものがわかるように現場に表示をしてみたらどうかと。それで固定観念を持たれても困るのですけれども、そういう試みをして、遺跡を探勝の方がより縄文人の感覚に近づくと思われまして、そうした表示などを工夫されるお考えはなかろうかという部分を聞いて、終わりたいと思います。

○（教育）総合博物館主幹

地鎮山、西崎山、忍路環状列石の時代差なのですが、調査で出てきました土器を比べてみますとほぼ同時期でございまして、お墓としての要素を考えますと、一番古い要素を持っているのが西崎山、一番新しい要素を持っているのが忍路環状列石というふうに考えることは可能だと思いますが、基本的にはほぼ同じような時期につくられているのですが、ひょっとすると用途の違いがあるのではないかという気もいたします。立地が西崎山と地鎮山に比べて忍路環状列石は違いますので、その辺のところは考えなければいけないだろうと思います。

あともう一つ、夏至とかの方向の明示なのですが、これは、先ほど言いましたように、必ずしも小林先生の説に首肯するものではございませんので、ちょっと逡巡するところではございますが、これは、場所としては余市町に入ってしまうのですが、例えば西崎山に行きますと、夏至のときに西崎山を登りますと非常にきれいな夕日が積丹半島の先に沈むのが見えるわけです。そういったところについては紹介してもいいのかなというふうに考えますが、余市町とも関連している部分がありますので、これはまた少し研究課題にさせていただければなと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

○佐々木委員

◎定住自立圏について

北しりべし定住自立圏共生ビジョンの説明を受けました。それで、二つ質問させていただきます。

素案づくりをした時点から、今回は成案になったわけですが、公表された観点といいますか、部分について教えてください。

○（総務）企画政策室上石主幹

素案の段階から策定の間に追加、変更等があった点についての御質問ですが、まず、事業におきましては、当初、素案では 19 の事業を想定しておりました。それが最終的には 20 の事業になっております。

一つ追加になりましたのは、25 ページをごらんください。

ここで、（３）圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野におきまして、19 魅力ある圏域づくりの推進という

ものが追加されております。これにおきましては、共生ビジョン懇談会の中で提言書をいただきました。この中で、今後、事業を進めていく中で、仮称ですけれども、北しりべし住民会議の設置という御意見をいただきました。そういうものを今後の事業の中に追加させていただきました。

そのほか、例えば、16地元農水産物魅力度アップ事業におきましては、食育の推進というものが追加されております。

あとは、事業の中身におきましては、若干の追加と修正等がありますけれども、大きいものとしましては今言った事業が19から20になったということであります。

○佐々木委員

先ほど報告を聞いておりまして、最初のページのところに、定住自立圏共生ビジョンの期間というふうに書いてあります。説明では5年という話で、その中に、毎年度、所要の変更を行うものとするという前提条件をつくった理由は何ですか。

○（総務）企画政策室上石主幹

毎年度、所要の変更についての御質問ですが、定住自立圏共生ビジョンの26ページから44ページにかけて、具体的な事業が書いてありますが、その中で年度別の事業費を計上しております。その事業費におきましては、現在の段階でわかっている事業費なものですから、事業費が確定、また事業予算が確定して変わることも想定されますので、毎年度、変更を行うということです。

○佐々木委員

先ほどからいろいろやりとりを聞いている中で、それぞれの市町村には多少受け止めに温度差があるのかなという感じがするのです。そういうことで、これが絵にかいたもちにならないためにはどんな努力が必要なのか、これについてお聞かせください。

○（総務）企画政策室上石主幹

確かに、今回の定住自立圏の取組ですが、広域連合とか一部事務組合と違いまして、まず、おのおのの町村の取組を尊重するといった中で、おのおのの機能別に連携を図り、実際に協働して事業に取り組んでいく場合に、やはり、あまりにも規模が違いすぎますので、周辺の各町村の中では、小樽市と同じようなことをやるにしてもなかなか難しいといったものもあります。また、実際に具体的にどういう取組を実施し、一緒にどういう形でやっていくのかというイメージがなかなかつかないという話は出ております。中心市の小樽市としましては、そういったこともありますので、まずは小樽市の事業に参加をしていただくといった取組など、小樽市がリーダーシップを発揮しながら、これからやっていく事業について小樽市が中心となって取りまとめといったことをやっていく必要があるのではないかと考えております。

○佐々木委員

◎財政問題について

質問を変えて、財政問題です。

前回、11月20日で、平成22年度の市税概要をいただきました。この財政のトップのところで、平成22年度一般会計歳入歳出予算額、それから一般会計歳入歳出決算額という見出しがあります。そこで、その下の欄に、平成22年度一般会計当初予算は551億6,000万円を計上し、前年度比9億4,500万円、17パーセントの増というふうに書いています。一般会計の歳入総額に対する市税の割合は約25.4パーセントになっております。この内容について説明いただきたいと思います。

○（財政）財政課長

今、資料を見ておりますけれども、これでいきますと、歳入につきましては、ここに書いてあるとおりですけれども、3ページにいろいろな項目が出ておりますが、この中で、前年度、平成22年度の一般会計の当初予算額につ

いては551億6,000万円を計上しているというところでした、その内訳につきましては、一つ一つ読んでいくのはまた時間もかかりますけれども、そのうち、この中で市税については25.4パーセントの約140億円を計上しているということになるというふうに思います。

○佐々木委員

こういう表現の仕方というのは、私も整理をする必要があると思いつつ、要因などを引き出そうと思いましたが、それでも、それはそれとしてわかりました。

その次に、4 ページ目のところで、平成21年度までの一般会計歳入歳出決算額が出ています。これを見ますと、21年度の歳入については決算額が569億7,100万円という数字がのっています。さらに、歳出の決算については569億9,800万円というふうに数字が並んでいます。当初予算から含めて話を進めている中で、22年度の歳入の見込みと決算の見込みが論じられていますが、それで、22年度はまだ途中ですけれども、一般会計の歳入見込みを教えてくださいたいと思います。

○（財政）財政課長

主なものを申し上げますけれども、市税収入につきましては、これから年度末にかけて、申告の状況にもよりますが、現時点での収入の状況から推計いたしますと、予算額は確保できるのではないかとこのように思います。一方で、地方交付税につきましては、今回は国の経済対策による追加補正もありますので、それによって本市の交付税も当初見込んでいたよりも若干増えております。その大きな二つだけ申し上げれば、市税については確保できそうですし、それから、地方交付税は予算を上回る形になるのではないかとこのところです。それ以外のものについては、これから4 か月程度残っておりますので、まだそこまでは把握しておりませんが、主なもので申し上げますとそのような状況です。

○佐々木委員

それは、歳入についてですね。問題は、歳出の部分の見込みということになると、ずっと赤字を解消してきたわけですから、その辺の部分も含めて平成22年度の歳出の決算はどうなりますか。

○（財政）財政課長

歳出のほうですけれども、先ほども言いましたが、これもまだこれから4 か月残っていることもありまして、この冬の除雪費の関係とか、あるいは、燃料費の動向ということによってかなり決算も左右されるということがありますので、そういった状況を判断しながらこれから財政執行をしていかなければいけないと思っております。今の段階では、最終的にどうなるのかということは示しすることができないというような状況であります。

○佐々木委員

赤字決算ではないような状況を期待するところです。

次は、平成23年度の当初予算の編成ですけれども、今年度は国勢調査をやりました。5年ずつですけれども、10年に一遍の大規模のものをやりました。その速報値はいつごろ出てくると見込んでいますか。

○（総務）企画政策室小山主幹

国勢調査の速報値でありますけれども、当初は、近日中に道庁に今回の集計した要計表を提出して、後日、公表する予定でしたけれども、先月の下旬に、後志総合振興局から、総務省統計局からの通知ということで、総務省のほうで提出書類の精査が終わるまで公表は差し控えるようにというお話がありましたので、公表にはしばらく時間がかかるというふうに考えております。

○佐々木委員

公表されてからになると思いますけれども、これは、予算編成する大事な要素になると思います。そういうことを含めて、平成23年度の当初予算はいろいろなことを勘案しながら編成方針をつくるのだと思いますけれども、その編成方針について考え方等々をお聞かせください。

○財政部長

基本的には、骨格予算という形になりますので、義務的経費、あるいは経常的経費の計上が中心になろうかと思っております。

もう一つは、総合計画の前期実施計画が既に進んできておりますので、それらについては、最終的には市長の判断をいただきますけれども、継続事業をどうとらえていくかということも踏まえて、一定程度、政策的なものについても計上していくものはあるかというふうには思っております。最大は、今、委員からもありましたように、国の財源手当のところがちょっと見えません。交付税もしかり、それから減税の議論もされておりますので、果たしてどれぐらいの財源が見込めるのかというところも大きくかわってくるかと思っておりますけれども、事業選択の面ではそのようなスタンスで臨みたいというふうに思っております。

○佐々木委員

聞きたかったところは、いわゆる身の丈に合った再編成をするということが基本だというふうに思いますが、これまでもずっと他会計からの借入れをやってきました。その辺のところはどういうふうに考えますか。

○財政部長

借りなくて済めばという思いは大変持っておりますけれども、何を置いても、やはり、私どもの場合は半分以上を交付税に依存しておりますので、その手当てがどうされるのかということに非常に注目しております。最近の予算編成の状況から申し上げますと、やむを得ず他会計から借り入れている数億単位のお金を一気に解消できるような予算編成はなかなか難しいというのが正直なところでありますけれども、できるだけ少ないような財源対策で済むように努力していきたいと思っております。

○佐々木委員

それでは、財政に関係するところで、財政再建推進プラン実施計画で、いわゆる人件費等の抑制を図ってきたところであります。これは、平成17年度から21年度までの目標を掲げてきたわけですが、現在、22年度がスタートしているわけですが、現有の職員数をお知らせいただけますか。

○（総務）職員課長

平成22年4月1日現在の職員数になりますが、一般会計で1,054名、特別会計で62名、企業会計で565名、トータル1,681名になります。

○佐々木委員

そこに至る経過等があると思っておりますので、この計画をつくり始めてその実施状況が見えてきたわけですが、平成17年度から21年度、今年度までどういう推移をたどってきたのか。

○（総務）職員課長

平成17年度からの5年間での比較になりますが、一般会計で205名の減、特別会計では逆に3名増えてほぼ横ばいということになります。それで、企業会計で141名の減、トータルで17年4月1日から比較しますと343名の減となっております。

○佐々木委員

そのしわ寄せはないという理解の下で減らしてきていると。これが適正化の最たるものなのかというふうに思うのですが、市としては、これで満足しているというか、財政再建のところに一定の区切りをつけたわけですから、今後の職員数の予定、それから、どのようにしていくかという考え方についてお知らせください。

○（総務）職員課長

計画としては本年4月で終わってございまして、大体目標200名削減に対して350名程度ですから、目標150名を上回り、倍まではいかないのですが、その程度になっています。ただ、御存じのとおり、かなり職員数を減らしてきた弊害といいますか、30歳から下の年代がかなりあいてしまったこともございます。一方、予定外の定年以

外の退職というものもかなりあったものですから、その間、本年 4 月に一定程度採用させていただいて、来年も、今、採用試験へ向けて最終段階に入っていまして一定程度採用していくという形になっています。

そういった年齢構成のひずみなり、技術の継承という部分もございますので、そういったことを視野に入れながら、ただ単純にやめた人数をそのまま採用していくというのではなくて、私どもは、毎年、春に人事ヒアリングを行って、各部の部長に聞く中で業務量に合った職員数というものをはじき出してございますので、そういった中で、計画自体はこの先はかちつとしたものではないのですけれども、職員数を見極めていきたいというふうには考えております。

○総務部長

今までやってきた基本的なルールというものは、やはり、それなりに守りながらやっていくべきだろうと思っているのですけれども、いわゆる人のあり方が大分大きく変わっていくのだろうと。議論としては、再任用の職員がまず一方で増えてきて、今は 70 人ほどいます。これが、25 年過ぎると、60 歳で年金が全然支給されない職員になるわけです。そうやってきたとき、今、国がやっているのは、圧倒的に定年延長ですから、65 歳まで働きなさいという制度が出てくる、これも視野に入れなければなりません。それからまた、いろいろな業務の中でアウトソーシングしていくものが、中身的にはまだ出てくるでしょうし、今度はいろいろなバリエーションがあるのではないかと思います。

そういう意味では、少し先のことを考えると、どういう人員体制、正規職員、嘱託職員、臨時職員、もっと言うアウトソーシングに出している企業で、皆さんもいわゆる行政サービスを担っているわけですから、これは全体でどういうバランスをとるかというのは、我々も少し研究をしながら、先の姿というのは時間をかけて考え方を整理しなければならないと思っております。

○佐々木委員

引き続き、定数管理の適正化をしながら進めていくということで理解しています。

◎公務災害制度について

私がちょっと気になっているところで、健康管理のところに触れようと思ったのですけれども、公務災害の制度があります。それで、公務災害の申請件数とその内訳を聞こうと思います。

今年度は、もう進行しているわけですが、先ほど言いましたように、財政効果の部分から言えば、平成 17 年度が一つの基準になっていると思いますので、17 年度から 21 年度までの中で、つかみ切れる範囲で結構ですから、公務災害の件数が増えているのか、減っているのか、その要因は何かということを聞きたいのです。

○（総務）職員課長

申しわけございませんが、直近 3 年間の分しか今手元にないものですから、3 年間ということで答弁をさせていただきます。

平成 19 年度が、嘱託、臨時、正職員全部含めまして全体で 35 件です。20 年度が 37 件、21 年度が 21 件、多少増えたり減ったりしながらしているということで、昨年度はたまたま 21 件ということで少ない形にはなっております。

○佐々木委員

平成 21 年度は 21 件ですか。35 件、37 件、21 件というふうに、下がっていくということですか。22 年度の集計はできていないと思いますけれども、21 年度に公務災害の申請件数が低くなった要因は何ですか。

○（総務）職員課長

平成 22 年度は現在までなのですが、その数字としては 13 件程度になってございます。20 年度から 21 年度にかけて 16 件ほど落ちているのですが、この要因につきましては、公務災害ですからなかなか予測しづらいものもございませう。ただ、各職場において、そういう危険性が多いところは当然要望なりを出していると思いますけれども、そういった中でも、どうしてもそういう危険性が多い職場においては災害が発生します。ただ、不思議なもので、起き

るときは続けて起きるのですけれども、起きないときは全く起きないということで、傾向はちょっとつかみづらいような形にあります。

種別的に言うと、転んだとか、高いところで作業していて落ちてけがをしたというのが、20年度 9 件だったのが 21年度 5 件で 4 件減っている。あと、作業している最中に、例えば作業しているスコップなり何なりが当たってけがをしたとか、そういった形の衝突と接触の形が20年度 6 件だったのが21年度 2 件になって 4 件減りました。それから、病院のいわゆる看護系の針刺し事故が、20年度12件だったのが21年度 7 件で 5 件減っているということで、20年度から21年度は、対前年比ですけれども、比較すると傾向としてはそういう傾向になってございます。

○佐々木委員

これは取り越し苦労ですけれども、公務災害についてはそれぐらいだと思いますけれども、内容からして少してこずっているという問題なども現実にあるのですか。

○（総務）職員課長

公務災害の内容としては、やはり職員のほうが多いのですけれども、職員のほうの認定というのは私どもでやってございまして、公務員災害補償基金というところで、いわゆる北海道のほうでやっているものですから、私どもも判定にてこずるという形ではないです。また、労災関係で言いますと、労働基準監督署のほうで認定します。そういった中でもめているケースというものは、今のところ、そんなにございません。ただ、補償内容でけがの関係とかで延びるというものはあるのですが、補償を認定する、しないでもめているケースは今のところございません。

○佐々木委員

◎防災について

防災のほうで、平成21年度の事務執行状況説明書の防災関係のところに、防災訓練の実施ということが出ていますが、22年度の防災訓練の実施状況をお知らせください。

○（総務）杉本主幹

平成22年度の防災訓練の実施状況ということでございますけれども、まず、防災訓練の中で土砂災害の防災訓練といたしまして、本年 6 月 6 日に赤岩地区で、これは赤岩町会の御協力をいただきまして、土砂災害を想定した避難訓練を実施しております。その後、9 月 1 日、これは防災の日でございますけれども、小樽市総合防災訓練といたしまして、色内埠頭で実施しております。それから、10月10日でございますが、銭函地区津波想定避難訓練、これは、銭函連合町会が主体となって 3 年に 1 度行うものですけれども、今年は自衛隊の災害派遣部隊も初めて参加いたしまして、銭函地区で実施いたしました。それから、全国地震津波訓練としまして秋に通信連絡訓練を予定しておりましたが、奄美大島の災害対応のためにこれは中止になっております。

○佐々木委員

その中で、今、総合的な訓練も進めていて、今年度行った訓練の成果というか、そういう面で考えればどういう防災訓練でしたか。

○（総務）杉本主幹

成果ということでございますけれども、まず、大きく分けまして、各関係機関と連携した総合防災訓練のほうでございまして、これは、関係機関との連携ということも含めて非常に大切な訓練だというふうに認識しております。あと、もう一つなのですが、地域の町会、また自主防災組織と連携した防災訓練、これは、当然、総合防災訓練よりも規模が小さくなるものなのですけれども、当然、住民みずから参加して防災について考えてもらうという点から非常に効果が上がって大切なことだというふうに考えております。

○佐々木委員

今年も12月末を控えて、来年に向かいますが、今後の取組の予定があれば教えてください。

○（総務）杉本主幹

間もなく北海道のほうから連絡が来まして、恐らく実施時期としては 1 月になると思いますけれども、地震を想定した通信連絡訓練が行われる予定になっております。今年から先の予定でございますけれども、毎年行われております総合防災訓練のほかに、地域からそれぞれ防災訓練、又は防災に関する図上訓練等の要請があった場合には、我々のほうも積極的にバックアップしていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

防災担当のスタッフは今何名で、また、よく話に聞くのですが、非常に手狭なところで対応しているということが耳に入り、そんなことでいいのかというような話も私のほうにも届いてくるのですけれども、そういう条件整備の関係についての考え方をお聞きします。

○（総務）杉本主幹

まず、防災担当の専任スタッフでございますけれども、主幹 1 名、主査が 2 名おります。

それから、非常に狭いという御指摘がございましたけれども、御存じのように 2 階の交換室の隣に防災の部屋があります。正直言って、広いとは思っておりません。

○佐々木委員

これはマンパワーですから、そういう面では、地域との連携を図るということであれば、なおさら条件のいいところということが必要というふうに思いました。

◎子供の安心・安全について

教育委員会のほうに聞きますが、初めに、先ほど職員の公務災害の件がありましたけれども、今、学校関係では、いろいろと子供の安心・安全ということがにわかになりまして、公園のあたりでは職員が対応して大変な目に遭っているということで、そういう業務の研究などをしておりますけれども、学校の中では学校の安全ということについて学校安全共済というものがあると思いますけれども、この目的と内容についてお聞きします。

○（教育）学校教育課長

今の委員の御質問なのですけれども、災害共済給付制度ということだと思いますが、独立行政法人日本スポーツ振興センターというところで災害共済給付制度というものがあります。これについては、センターと学校の設置者である小樽市が契約をしまして、学校の管理下における児童・生徒等の災害に対して災害の共済給付を行っています。この学校管理下の中には登下校の災害についても対象になっております。

○佐々木委員

それで、これは、平成 22 年度は途中だと思いますが、直近で、ここ何年間の対象の数は出せますか。

○（教育）学校教育課長

対前年度の数値は手元にはないのですけれども、平成 21 年度事務執行状況説明書におきましては、小学校については、給付人数が 297 人、給付金額が 293 万 4,359 円。中学校については、給付人数が 379 人で給付金額が 445 万 5,597 円、この給付人数につきましては、新規発生と継続でまだ治癒していない部分も含めての人数になっております。そして、現在ですけれども、直近の数字ですと、昨年度と同月対比で比較して、11 月現在で、新規の発生件数では、小学校が 21 年度が 171 人、現在の発生件数が 173 人となっております。中学校につきましては、21 年度については同じ 11 月の申請件数で 213 人に対して 200 人なので、大体、前年度と同じような形になっております。

○佐々木委員

発生災害の類型として、登下校の通学路と学校内というのが入っていますが、その類型というのはどういう内容でしょうか。

○（教育）学校教育課長

災害の発生状況だと思いますけれども、小学校でありますと、一般的に多いのは休み時間とか中休み時間、それ

から、体育の時間が多いです。中学校ですと、部活動、それから、やはり体育の授業が発生状況の中では多くなっております。

○佐々木委員

学校内と登下校の関係で言うと、その辺はどうなっていますか。

○（教育）学校教育課長

平成21年度の数字では、小学校で、新規の発生件数が254件に対しまして登下校は合わせて29件、中学校につきましては、新規の発生件数が299件に対しまして12件となっております。

○佐々木委員

いい傾向というか、ちょっとだけ減っている要因についてはどういうふうに分析していますか。

○（教育）学校教育課長

登下校について、小学校につきましては、各学校で退職校長がふれあいサポートという事業を行っております。これは通年ではないのですが、一定の期間に、市内27校の小学校に対して、スクールガードという形で通学路の安全と見守り等を行っております。あとは、地域でも登下校においてはそういう安全の見守りという方が配置されておりますので、そういったところで通学路の安全確保を行っておりますので、災害も少ないのではないかと考えております。

○佐々木委員

学校再編の中では、通学路の安全確保ということは大事な要素になってくるのではないかと思います。今、ふれあいサポートも含めて見守りということがこういう結果になっているというふうに理解しました。

◎学校給食共同調理場について

次に、総合計画の前期実績計画の中に盛り込んでいる内容で、学校給食共同調理場統合・新築事業のところで、事業概要として、学校給食新光共同調理場とオタモイ共同調理場の統合・建替えとなっているのです。新築、建替えという意味はそれぞれあるのだと思うのですけれども、計画は、平成22年度に着手し、完成が24年度となっているのですけれども、この新築、建替えという意味合いなののですけれども、この計画変更の内容なのか、それともそうでないのか、新築と建替えの区別を確認したいと思います。

○（教育）学校給食課長

今、御質問がありました総合計画前期実施計画の記載内容でございます。

21年12月に前期実施計画ということで位置づけされております。その際、これを実施事業としました考え方でございますけれども、現在の新光共同調理場の裏手の土地を活用いたしまして、両調理場を統合した施設を建築する、そういう内容でございましたので、統合と、その土地での建替えといえますか、そんな意味合いを含めて表記しております。

○佐々木委員

そうすると、この間もやりとりをしていた部分もあるのですけれども、土地を探しているうんぬんという話が出てきた中で、当初計画は、要するにオタモイ共同調理場を新光に持ってくる、その場所で建替えをして統合するという計画だったのですね。その辺のところは今も変わらないのか。今度、新築というふうになれば、病院もそうですが、結果的には今の場所に、できるところの場所を使って統合新築する、これは建替えによる新築ですね。その辺のところも含めて、計画の進捗状況についてお話しください。

○（教育）学校給食課長

今、委員から御指摘がございましたように、原案としては、先ほど説明したように、実施計画事業ということで考えております。この間、統合新築の問題につきましては、もともと学校給食施設のあり方などは共同調理場運営委員会という条例設置の委員会がございますけれども、そういうところで基本方針として定め、その内容等に基づ

いて進めてきております。直近では平成18年にこの基本方針を定めておりますが、そういう方針のもとでこの当時から建設にかかわる適地が得られるかという検討もしてまいりましたけれども、もともとの施設の性格上、工業系の土地に通常は建設をするとか、取得に関しても規模が比較的大きな土地の形状になることに伴いまして取得費の財源的な関係など、いろいろな面を含めて、最終的にこの時点では現在の新光共同調理場の裏手を建設候補地ということで想定したものでございます。

そういう経過でございましたけれども、今、22年度の状況もどうかという御質問でございますので、そうした経過の上でこの現地についてさらに検討したのですけれども、もともと新光共同調理場の敷地については第一種住居地域でありまして、そういった用途的な関係とか、近年は周辺の住環境が変化をして、住宅も比較的増えてきております。そういったことも踏まえて、より共同調理場の適地を得ることが望ましいのではないかというふうに考えまして、22年度においては庁内各部にお願いをし、情報提供なども含めて建設地の選定といったものを続けてきている状況でございます。

○佐々木委員

そういう面で考えていけば、普通、この実施計画を見ると平成21年度から25年度までの中でおさめるということですが、ここの部分だけは22年度から24年度という短期間の中で仕上げるという計画です。これから考えると、計画はずれていくということになるのですか。それとも、22年度には着手と言うとまたあれなのですけれども、この計画どおりいくのかどうかを含めて、どちらにしても、状況的に拙速になって、いろいろなことで合意を得られないことになっては困るので、そこは慎重にやっていただきたいと思うのですけれども、その辺の見通しについてはいかがですか。

○教育部長

実施計画の中では、平成22年度から予算措置も含めて事業を開始したいと考えておりました。今もうこの時期になってきておりますので、残念ながら22年度予算の中でスタートするということにはなりません。ただ、今、担当課長のほうからもございましたけれども、建設地の選定も最終的な詰めを行っている段階でありますので、23年度当初から必要な予算というものは確保させていただいて、私どもとしては、施設も相当老朽化してきておりますので、25年度中には新しい給食センターでの調理業務を開始できるような流れで考えております。

○佐々木委員

◎火災原因調査について

消防のほうに簡潔に聞きます。

平成21年度事務執行状況説明書の中に、火災原因調査が56件と載っていました。この火災原因調査の目的と内容についてお知らせいただき、現在、22年度の火災原因調査を今後どういうふうに生かしていくのか教えてください。

○（消防）予防課長

火災原因調査の目的でございますが、発生したすべての火災について、国に報告をすることとあわせて、調査により収集、集積した火災のデータを通じて、類似火災の防止や火災予防の呼びかけにより火災の減少に結びつけていくことを目的として実施をしているところでございます。

なお、火災原因調査の内容につきましては、火災の鎮火後、出火した当該建物、また車両など、出火に起因する関係者に対し事情聴取を行うとともに、焼損状況の実況検分を行い、供述、焼損状況を総合的に調査判断し、火災原因の特定及び損害の特定を行っております。

なお、平成22年度の火災の内容でございますけれども、22年12月13日現在では、昨年同日比3件減の55件の火災が発生しております。内訳としては、建物火災が25件、車両火災が12件、林野火災が2件、その他16件であり、出火原因につきましては、主なものとして放火が9件、たばこによるものが6件、こんろによるものが4件、放火の疑いが2件となっております。

今後、火災の防止の進め方につきましては、機会あるごとに火災原因、火災の状況を市民の皆さんに知らせて火災件数の抑止につなげていきたい、これは住宅用火災警報器の普及促進もあわせて、その時々火災状況を知らせて火災の抑止につなげていきたいと考えております。

○委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 40 分

再開 午後 5 時 10 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○菊地委員

日本共産党を代表して、議案第 8 号及び第 9 号は否決、議案第 25 号は可決、継続審査中の陳情第 1161 号については継続審査を、その他の陳情についてはいずれも採択を主張して討論をいたします。

職員給与条例の一部改正についてです。

国家公務員が給与を引き下げたことに準じての職員給与条例の一部改正については、平均 9 万 4,000 円の収入減になり、小樽市をはじめとする全国地方公務員、独立行政法人、学校、病院など、およそ 580 万人の労働者に大きな影響を与え、国民消費を一層冷え込ませるものです。こうしたことに準拠する給与法の改正については認めるわけにはいきません。

また、住居手当について、もう廃止については、起債の協議その他の中で国家公務員の水準を上回るものについては準拠するようと言われるとのことですが、小樽市の職員についてはこれまで独自削減で努力していますし、ラスパイレス指数で見ましても、先ほど聞きましたら、平成 22 年 4 月では 91 パーセントまで落ち込んでいます。こういう自治体の努力を勘案せずに、国家公務員並みに合わせなければ起債の許可をしない、こういうものは地方自治体の自主性を損ねるものです。こうしたことから、そういうことを含めて認めるわけにはいきません。

議案第 25 号につきましては、本会議の中で古沢議員も皆さんの賛同を呼びかけるときに、アジアの緊張緩和にとっては、東南アジア諸国連合、ASEAN が武力の使用と武力による威嚇を控え、紛争の平和的解決を呼びかけられたことを紹介しました。先ほど、私が提案説明の中で述べました核廃絶を呼びかける各国の声明も、また、大きくアジア、世界の平和の動きに追随するものです。非核港湾条例案の制定がそうした動きに大きく寄与することを改めて訴えまして、皆さんの賛同をお願いするものです。

陳情その他についての詳しい討論につきましては、本会議に譲ることにしまして、これで討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、議案第 25 号について採決いたします。

可決とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、否決と決定いたしました。

次に、陳情第1004号、第1005号、第1170号及び第1771号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、いずれも継続審査と決定いたしました。

次に、議案第 8 号及び第 9 号並びに陳情第 3 号、第 4 号、第186号、第262号ないし第356号、第358号ないし第370号、第373号ないし第643号、第647号ないし第1002号、第1006号ないし第1084号、第1086号ないし第1108号、第1119号ないし第1140号、第1146号ないし第1152号、第1156号ないし第1159号及び第1174号について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査とすることに賛成の委員は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、議案はいずれも可決と、陳情はいずれも継続審査と決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情は継続審査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。